

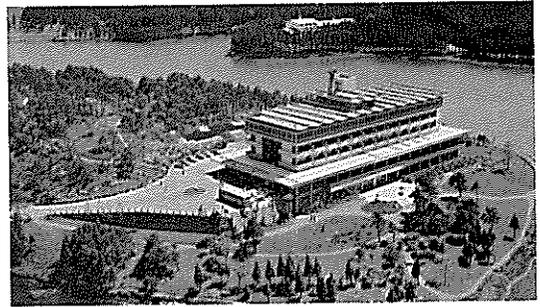
大分県中部地震の記録

(被害及び対策の記録)

大 分 県



倒壊した九重レークサイドホテル（湯布院町）

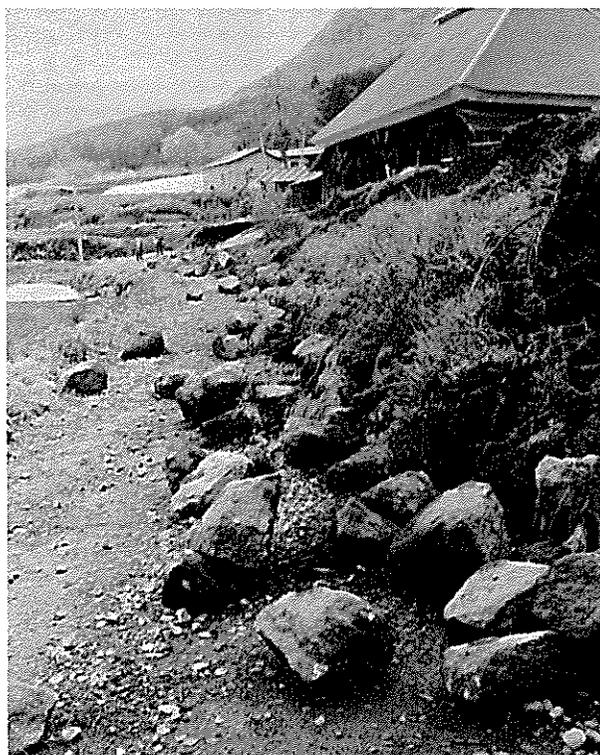


倒壊前の同ホテル



地割れー九州横断道路ー朝日台附近

大きな民家も傾く



頑丈な石垣もくずれる



ビニールハウスに避難し余震に備える



罹災者を見舞う



災害救助物資の積出開始



陸上自衛隊の救援



応急仮設住宅の建設

目 次

序	1
第1章 地震の概要	1
第2章 被害状況	3
第1節 概 況	3
第2節 人的被害	4
第3節 建物の被害	6
第4節 衛生関係被害	12
第5節 商工関係被害	13
第6節 文教関係被害	14
第7節 農業関係被害	14
第8節 農地農業用施設関係被害	15
第9節 林業関係被害	15
第10節 水産関係被害	17
第11節 土木関係被害	18
第12節 その他の被害	21
第3章 災害応急対策	26
第1節 防災体制	26
第2節 避難・救助の措置	28
第3節 災害警備	28
第4節 被災者の救援対策	29
第5節 防疫活動	33
第6節 自衛隊の災害派遣	33
第7節 日本赤十字社の災害派遣	38
第8節 学校教育	39
第9節 交通・通信・電力	39

第 4 章 災 害 復 旧	4 1
第 1 節 土 木 関 係	4 1
第 2 節 農 業 関 係	4 2
第 3 節 林 業 関 係	4 2
第 4 節 住 宅 関 係	4 4
第 5 節 文 教 関 係	4 4
第 6 節 中 小 企 業 関 係	4 4
第 7 節 財 政 ・ 金 融 関 係	4 6
第 5 章 公 設 消 防 及 び 消 防 団 の 活 動	4 8
第 6 章 災 害 見 舞 金 及 び 感 謝 状 の 贈 呈	4 9
第 7 章 陳 情 ・ 要 望	5 2
第 8 章 総 合 的 な 反 省 及 び 教 訓 (結 び)	5 5

附 属 資 料

・ 大 分 県 中 部 地 震 被 害 額 等	5 7
・ 被 害 状 況 速 報 (確 定)	5 8
・ 住 家 の 地 域 別 被 害 棟 数 調 べ	5 9
・ 大 分 県 中 部 地 質 図	6 0
・ 地 震 の 心 得 1 5 条	6 1
・ 政 府 関 係 ・ 中 小 企 業 ・ 金 融 三 機 関 の 災 害 融 資 に お け る 条 件 緩 和	6 2
・ 激 甚 災 害 指 定 基 準 等	6 3

大分県中部地震の記録

序

昭和50年4月21日未明、大分県中部にマグニチュード6.4という大型の地震が発生した。

地震の発生が深夜であったところから、被災者はもとより関係者にとってもその実態がつかめず、被害状況がほぼ判明したのは夜明けを過ぎてからであった。しかし、周辺の道路が至るところで寸断され、被災地に入ることすらできない状態で、被災者の救援には自衛隊ヘリコプター隊の出動を求めるなど、初動救援には相当困難をきわめた。

そのため、今回の地震に対する救援、応急復旧及び応急対策には地元消防団をはじめ日赤、自衛隊等各方面の多くの人々の協力を受けた。

県においては、今回の地震が県にとっては未曾有のものであり、その対策にも各方面の協力を受け、はじめてその目的を達成することができたところから、この貴重な体験を記録し、後世に残すことにした。そして、今回の地震災害に当って活躍した各関係者からその報告を求め、こゝに「大分県中部地震の記録」として取りまとめた。

このような経験は今後再びあってはならないことであるが、「今後地震の発生は絶対がない」と言いきれない以上、私達は今回の経験を『他山の石』として生かして行かなければならない。

第1章 地震の概要

今回、大分県を襲った地震は、 M (マグニチュード) $=6.4$ であったが、震源の深さがごく浅く、そのために住家・田畑・道路・鉄道・河川・林地等多くのものに被害を及ぼした。

この地震は、昭和年代において九州で起った地震のうち、内陸に震源をもつものでは最大のものである。

4 初動の押し引き分布

本震の、各地の初動の押し（・印）と引き（○印）の分布を示すと図3のとおりである。

5 日別地震発生回数

日別の地震発生回数は第1表のとおりであるが、このうち日別有感地震は総回数9回のうち6回を21日に、2回を22日に、1回を24日にそれぞれ観測しており、その後は5月1日9時10分に震度1の地震を観測している。

余震の発生は、本震直後が最も多く約30時間の間に30個起り、4月30日までの間に合計69個の余震を記録している。

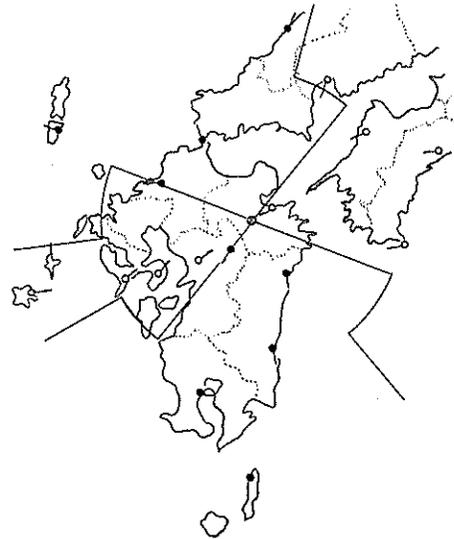


図3 初動の押し引き分布
(1975年4月21日 2時35分)

第1表 日別地震発生回数(大分)

分類 \ 月日	4/21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計
有感地震	6	2	0	1	0	0	0	0	0	0	9
無感地震	19	5	3	2	3	2	1	1	0	0	36
計	25	7	3	3	3	2	1	1	0	0	45
磁気テープ記録	45	7	5	3	3	2	1	2	0	1	69

第2章 被害状況

第1節 概況

被害地域は図4のように大分県中部の庄内町、湯布院町、九重町及び直入町を含み、西北西から東南東へおよそ25Km、幅10 Kmの範囲で、特に九重町寺床から湯布院

町山下池付近及び湯の平扇山、庄内町内山を結ぶ約15Kmにわたる地域の被害が最も大きく、この線の延長線上にある九重町奥双石地区及び直入町塩手地区の被害が次いで大きくなっている。

これらの地域では、各所に山くずれや崖くずれ、落石、地割れが起り、道路は寸断され、水路、水道が破壊され大被害となっている。

このほかの地域でも、竹田市の一部など、くずれやすい地域にわずかであるが地震によるものと思われる被害がでている。

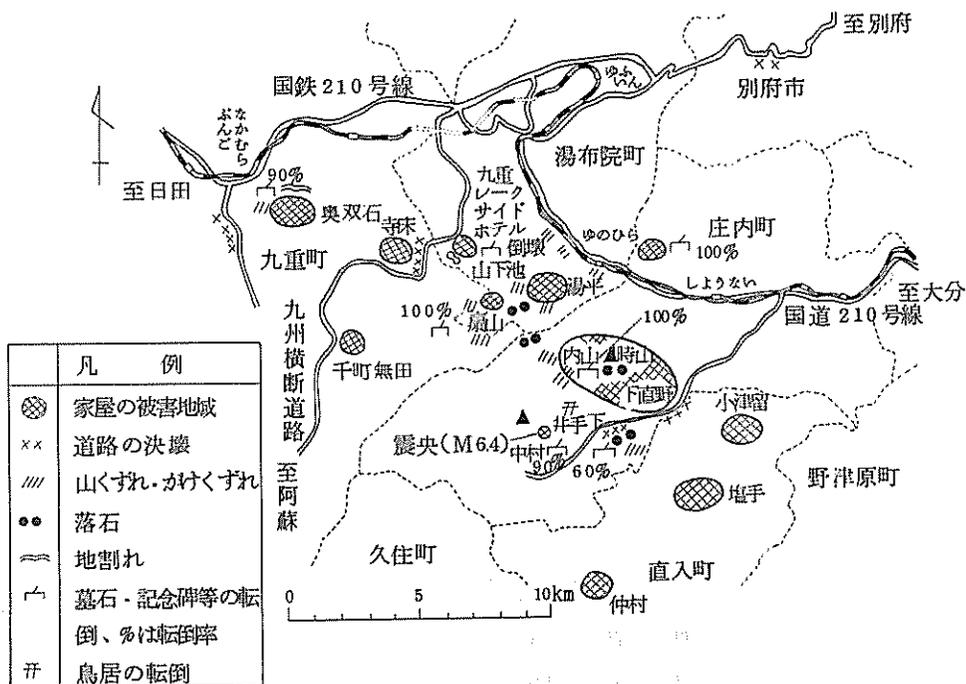


図4 被害地域

第2節 人的被害

1 被害状況

地震発生時、夜半であったため地震の衝撃が強かったにもかかわらず、負傷者の数は少なく、人的被害は第2表のとおりである。

第2表 人的被害状況

町別\区分	死者	重傷	軽傷	計
湯布院町	0人	0人	6人	6人
庄内町	0	0	5	5
九重町	0	3	8	11
合計	0	3	19	22

2 救出状況

救出を必要としたレークサイドホテル及び九重町寺床では、消防、自衛隊、警察等の関係機関が一体となって救出に当たったが、その概要は次のとおりである。

(1) レークサイドホテル

4月21日夜の宿泊者は、大人55人、小人3人、ホテル従業員約14人の70数人である。宿泊客のうち44名は崩壊した部分の2階、3階に寝ていたが、地震発生後男性客がプロパンガスの拡散に気づき、「火気を使用しないよう」伝達し、非常ハンゴ及び非常階段を利用し、従業員によって点灯された自動車のヘッドライトの光の助けを借りながら脱出している。負傷者は6人で、このうち左腕骨折で全治3週間のけがをした62歳の婦人が一番重かった。

以上のように客室部分に多くの宿泊者があったにもかかわらず負傷者が少なかった原因は、次のような事例による。

- ① 深夜の災害であったため、崩壊した部分のロビー及びホテル、事務室に人がいなかったこと。
- ② 崩壊は一階の柱の破壊によるものであったため、2、3、4の各階の客室は原形をとどめていたこと。
- ③ 停電のうえ、従業員のホテル内での避難誘導がなかったが、男性宿泊客の適切な指示によってパニック状態に到らなかったこと。
- ④ 深夜のため火気の使用がなく、又従業員及び宿泊客による火気厳禁が実行されたため、充満したプロパンガスに引火せず、火災が起きなかったこと。
- ⑤ 従業員宿舎が近くにあり、宿泊客の外部脱出を有効に援助したこと。

なお、湖畔荘においても、長野県立飯田女子高等学校の修学旅行生226人が宿泊していたが、地震と同時に停電し、生徒の一部に混乱があったものゝ引率教官の指揮によって平静を取り戻し、各自宿泊室に止まっていた。その後、余震の危

険に備え、湖畔荘従業員の誘導によって屋外に脱出し、バスの中で夜を明かし、午前6時頃到着した湯布院駐屯地の自衛隊によって水の供給を受け、健在であった湖畔荘のプロパンを利用してにぎり飯の炊き出しをうけた後、予定通り次の目的地である島原に向った。

(2) 九重町寺床部落

住宅1棟が到壊し、家族3人がその家の下敷になった。連絡通報を受けた消防署が出動、救出には部落民も協力し全員を病院に搬送した。

第3節 建物の被害

1 建物の被害状況

建物の主な被害地域は、震源地を含み西北西の九重町奥双石地区から東南東の直入町塩手地区へおよそ25Km、巾10Kmの範囲で、特に九重町奥双石から湯布院町山下の池，湯の平を経て庄内町内山，阿蘇野に至る約15Kmの地域で、家屋の全半壊が多発した。中でも九重レークサイドホテルは1階フロアの部分が崩壊し建物全体が腰を抜かした型に破壊されるという大きな被害を蒙った。

第3表 建物の被害状況

町村名	住家被害		非住家被害				文教関係被害	
	全壊(棟)	半壊(棟)	一般土蔵,倉庫,納屋		庁舎,事務所等公共物		公立学校	
			全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
庄内町	31	39	32	59	0	0	0	0
湯布院町	0	24	1	0	1	0	0	0
九重町	41	34	4	27	2	0	1	1
久住町	0	0	4	0	0	0	0	0
直入町	5	18	2	77	0	4	0	0
合計	77	115	43	163	3	4	1	1

2 木造家屋の被害状況

(1) 庄内町内山地区

庄内町内山は県道庄内阿蘇野線の岩下から町道を約4 Km入ったところにある戸数10数戸の小集落であるが、震源に近かったところから全戸が被害を受けた。

この地区の住宅は木造平家建てで、建築後50年以上を経過した古い家と10年程度の比較的新しい家に大別できるが、比較的古い家は独立基礎に約20 cm角の大黒柱と約12 cm角の独立柱を配し、壁はすじ違いなしの土塗壁のものが多い。壁量は家の規模からみてきわめて少なく、屋根は麦わらぶきの上に波板のなまこ鉄板を葺いており、梁、小屋組等の部材断面が大で自重はかなり大きいと考えられる。建築後60～70年を経過した家屋は柱が傾斜し、床が落ち、全面倒壊の危険性がある。また、付近にあるほぼ同型式の約50年経過の住宅はそれに比べ若干損傷が少ないものがあつたが、壁量の不足はやはり致命的であつたと判断される。

建築後5年を経過した木造平家建ての家は、東側妻面の下部のみがブロック積み基礎で、他の部分は独立基礎と独立柱による工法（金物による緊結はない）であるため、上部構造と基礎の間にずれが生じ、東側妻面で約18 cm南北に水平移動し、建物全体がねじれる現象を示していた。なお東側妻面は土塗り、シツタイ仕上であるが、剝離、亀裂等の損傷はほとんどみられず、また瓦葺きの損落はほとんどなかった。

10～20年経過の住宅も程度の差はあるが、振れが生じたり、仕口がゆるみを起こしたりで、建具のたてつけが悪くなったり、モルタル仕上げに亀裂が発生していた。

その他の損傷としては、裏山の土砂崩れによる破壊、石積擁壁の崩壊による破壊等が見受けられた。

本地区の特色である畜舎は、掘立柱構造のものが多く、その側面を板張りで仕上げています。畜舎の中には、高さ15 m程度の農工具用の倉庫が2階部分として設置してあるものがあり、屋根は瓦葺きが多い。この種の建物の大半で柱が傾斜し、倒壊のおそれがあるものが多かった。これは、水平力に抵抗する構造耐力部材が少ないうえに、陸屋根、梁等の自重が大であるため、耐震的な配慮は乏しく、被害を大きくしたものと考えられる。また、最近建設した畜舎で、1階部分がブロック造で2階を木造としたものがあつたが、上下階の接合が不十分なためと屋根組等の接合が不十分であつたため、2階部分が完全に倒壊している例があつた。

(2) 庄内町直野内山地区

庄内町立直山小学校は、木造の鉄網モルタル仕上げ平家建で、窓の隅角部のモルタルに亀裂がいった程度であった。木造の講堂も同様に建具のたてつけがわずかに悪くなった程度であった。また校庭の周囲のブロック塀はほとんど倒壊していたが、使用されていた補強鉄筋はかなり錆びが発生しており、耐力的に寄与していなかったと思われる。

(3) 九重町寺床地区

寺床は、九州横断道路から脇に約2Km坂を下ったところにあり、終戦後入植した開拓部落で、戸数は10数戸である。被害をうけた建物は、入植時のまゝと思われる堀立て柱に縁甲板を張り、屋根は波型鉄板を葺いた比較的簡素な構造のもので、地震の水平力に対する耐力部材がなく、床、天井などの水平構造の剛性も期待できないため、柱が大きく傾き、惨状を呈していた。これと類似の構造である農工具を入れる小屋も大半が倒壊寸前の傾き方であった。

倒壊により3人が下敷きになり、重傷を負った建物は、建坪60㎡の瓦葺き、土塗壁の比較的古い家で、柱には腐朽、蟻害のあとがみられた。

九重町立野矢小学校寺床分校は、木造平家建で建物自体が老朽化しており、とくに腐朽、蟻害によって断面欠損が著しく、土台部分では床の脱落が起っていた。

この地区で建物被害の生じた主な原因は、建物の老朽化と耐震的配慮の乏しい構造の建物が多かったためと判断されるが、同時に自重の軽い小屋でも大きく傾斜している点などからみると、かなり大きな外力が作用したことも推定される。

(4) 湯布院町小田の池、山下の池地区

被害の大きかったレークサイドホテルから約1Kmの位置にあるゴルフ場のクラブハウスは、昭和39年に建設された木造2階建である。この建物には大きな損傷は認められなかったが、1階にあるロッカールームのロッカーは横倒れし、コンクリートスラブを敷きつめた寄木フローアがコンクリートの割れに添って割裂していた。また2階の天井では板の縁に仕上材が接着されていたが、これの隅角部で剝離があり、網代天井も大きく波打っており、上下動に加えて水平動もかなりあったことをほのめかしている。そのほか仕上材と下地材との材質の相違から推測される振動性状の差異による損傷として脱衣場の内装タイル張り壁部分が下地から剝離して割れを生じ、また浴室の壁タイルの剝落、2階厨房のコンクリート床の亀裂などの被害が目立った。

(5) 湯布院町湯ノ平温泉街

旅館その他の家屋が、背面の山の移動によって、道路側に押し出されていた。

その移動の実態は十分な実測がないのではっきりしないが、1階部分の方が上階に比べて移動量が大き(10~15 cm)ようであり、そのためかなりの被害が認められた。背面の傾斜地は以前にも斜面崩壊があった所があり、その部分に鉄筋コンクリート造の擁壁がされており、その部分は被害が少なかった。

平原部落では、全般的に石垣の崩壊により家屋が損壊しているものが多かった。水田内に地割れもかなり認められた。木造平家瓦葺の家屋で、無筋のブロック基礎が石垣擁壁の崩壊により、その方向へ移動し、ブロックにかなりのクラックが認められた。また、アルミサッシが彎曲したり、ガラスの損傷もかなりあった。被害の大なる地域は非常に限られ、その近くの2軒はあまり被害はなかった。

3 レークサイドホテルの倒壊

今回の地震では、皮肉にも地震に最も強いと思われていた鉄筋コンクリート造りのホテルが倒壊し、各方面にいろんな課題を投げかけたが、そのホテルの被害状況は次のとおりである。

建物の概要

構造規模	R C 造	地下1階，地上4階
延面積		8,227 m ²
設計施工		大成建設株式会社
着工竣工		昭和39年5月-昭和40年7月
建築確認		昭和39年5月8日 第922号

建物の基礎はベタ基礎形式で、厚さ10数センチのソイルセメントを打っており、調査の結果特に損傷は認められなかった。

本建物の構造は、基礎部分は一体であるが、全体としては3つのブロックに切り離されている。即ちAブロックは1階が食堂、2階から客室となっており、Bブロックは階段やエレベーター室などを含むコア部分、Cブロックは2階以上が客室となっており、1階はホテルロビー、売店、事務室等に用いられ、吹き抜け部が多い構造となっている。しかしながら、これらの不連続部分は、通常のエクステンション・ジョイントとは異なり、クリアランスは全くない。

被害状況は全般的に見た場合、Cブロックの1階部分の崩壊及びAブロック1階大スパン部分の局所的な大破が特に顕著である。

Aブロック：大スパン部分を支持する柱は柱脚、柱頭がせん断破壊し、これらの部分ではコンクリートが大きな塊りとなって剝離し、座屈を生じか

けた主筋がかりうじて荷重を支えているようにみえる。この柱のせん断破壊に起因すると思われるひびわれが大梁や南北方向の壁にみられた。

Bブロック：被害は他の部分に比べ軽微である。AおよびCブロックと接する部分に被害があるが、ジョイント部の相互影響と思われる。

Cブロック：1階の柱や壁が全体にわたって崩壊し、2階以上の部分は北側へ約4～5度、西へ約2度傾きながらほぼ1階の階高相当部分(5.2m)まで落下した。これは、壁の少ない構造体で、柱に荷重の余力がなく、このため座屈したものと思われる。また、2階以上の被害もA Bブロックに比較しても大きい。これは落下時のショックが大きく作用していると思われる。

4 その他の建物の被害

(1) 小田池料金所

構造：RC造簡易構造物(1枚のスラブを中央に集中した4枚の柱で支えたもの)

柱脚部がせん断破壊した後、西側に転倒した。

柱脚部は、転倒時の曲げも加わり、鉄筋が露出しコンクリートは完全に破壊された。

(2) 小田池レストハウス

構造：1層目RCラーメン、2・3層は鉄骨造、一部木造

1層目のRCラーメン柱頭、柱脚部曲げ及び曲げせん断きれつが入り、一部コンクリートが欠落。水平動は南-北(はり間方向)と推定される。

上部の構造の被害は軽微であった。

(3) 山下湖畔荘

構造：RC造3階建

壁に軽微なひびわれが散見される程度。一部建具に変形があり、しまりが悪くなっている。風呂場床壁にひびわれあるいはタイルの剝落があり、1階ボイラー室の設備・機器の移動、配管のずれがあった。東側にある木造物置は北側に傾いた。

(4) 九重カントリークラブ山下クラブハウス

構造：木造2階建(一部鉄骨造)

はりま方向にゆすられた形跡がある。木造仕口のはずれ、よしず天井のはずれが水平動の方向を示している。

玄関脇の腰壁にせん断きれつあり。ロッカールーム（鉄骨）はりま方向の壁ぞいの天井（石こうボード）の落下。鉄骨柱の傾斜。風呂場の床壁、調理室の壁にひびわれがあり、タイルも剝離していた。

(5) 九重カントリークラブ従業員宿舎（男子寮）

構造：RC造壁式2階建、別棟木造1階建（瓦葺）

RC造部分はほとんど被害なし。

木造部は北西ないし北北西方向に傾斜し、北西方向に約15cm移動している。建物の後側（北東）に顕著な盛土のくずれがあり、ブロック造ボイラー室が傾斜し、下方に移動している。

(6) 九重カントリークラブ従業員宿舎（女子寮）

構造：RCラーメン構造3階建

ほとんど被害なし。外壁数ヶ所に軽微なひびわれがある程度。屋外花壇の植木鉢の転倒、網戸の落下などがあり、北東の外壁の地面との取合い部に5cm程の上下のずれのあとがある。（地面が相対的に下がっている。）

(7) レークサイドボール

構造：鉄骨造1階建

H型鋼柱脚部足まわり、モルタルに軽微なきれつ、壁面に軽微なきれつ、北西外壁（石綿セメント波板）上部は内側から物があたって破損している。天井・壁近くの部分で石膏ボード落下、押縁がはずれたり、天井下地鋼材が座屈して曲っている。

(8) レストハウス白鳥

構造：1層目RC造ラーメン、2層目鉄骨造

パーキングの盛土部・石垣のくずれ、盛土部土砂くずれのため2階側入口付近土間モルタル破損。北東側外壁面のコンクリート造階段が土砂に流され、わずかであるが外れた。その他被害はほとんどない。

(9) 狩場亭

構造：1階

土台が布基礎から北に30～50cm移動し、上部構造は、けた行方向（北西の方向）に15度程度傾斜している。

(10) 日本道路公団料金所管理建物

構造：RC1階建

ほとんど被害をうけていない。

第4節 衛生関係被害

1 環境衛生関係施設

施設の被害は、湯布院町及び九重町に集中し、旅館・飲食店・クリーニング店・美容店及び火葬場が被害を受けた（第4表）。なかでも、湯布院町のレークサイドホテルは全壊したため、営業を休止している。

火葬場は、煙突にきれつを生じ、応急対策として修理費20万円で補修を行い使用している。

第4表 環境衛生関係営業施設被害状況

（単位 千円）

町名	全壊	半壊	一部破損	計
湯布院町	旅1 (680,000)	旅5 (12,500) 飲1 (2,500)	旅11 (52,080) 飲5 (4,580) 美1 (500)	旅17 (744,580) 飲6 (7,080) 美1 (500)
九重町		飲1 (30,000)	旅9 (9,300) 飲2 (200) ク1 (100) 火1 (200)	旅9 (9,300) 飲3 (30,200) ク1 (100) 火1 (200)
計	1 (680,000)	7 (45,000)	30 (66,960)	38 (791,960)

旅：旅館 飲：飲食店 ク：クリーニング店 美：美容店 火：火葬場

墓地については、湯布院町・庄内町・直入町及び九重町において墓碑の倒伏による破損等がみられたが、すべて民間墓地であり、完全倒壊の一部を除いて復旧している（第5表）。

第5表 墓地被害状況

個所

町名	埋没	倒壊	破損	計
湯布院町		1,598	189	1,787
庄内町		5,000	800	5,800
直入町		60	60	120
九重町	71			
計		6,658	1,049	7,707

2 水道関係施設等

水道施設等の被害は庄内町・湯布院町・狹間町及び九重町に発生しており、被害の内容は水道原水の濁り又は水量減少あるいは水道管の折損・継手離脱などである（第6表）。

第6表 水道施設等の被害状況

（昭和50年10月20日現在）

町名	施設数	計画給水人口 (現在給水人口) 49,331現	被害額		計
			水道施設	給水施設	
庄内町	3	4,947人 (2,928)	1カ所(千円) 500	2ヶ所(千円) 1,000	1,500千円
湯布院町	1	1,900 (573)	1 3,686		3,686
狹間町	1	1,100 (1,040)	1 340		340
九重町	18	6,821 (5,247)	9 7,180	9 3,732	10,912
計	23	14,768 (9,788)	12 11,706	11 4,732	16,438

このほか井戸等の被害が九重町に8施設14530千円ある。

第5節 商工関係被害

商工関係被害は、主として湯布院町及び九重町の地域に発生しており、商業及びサービス業（ホテル・旅館）の被害が大きかった（第7表）。

第7表 商工関係被害状況

（単位 千円）

町名	商工施設		鉱業施設		商品原材料		計	
	件	額	件	額	件	額	件	額
九重町	(2) 32	(54,032) 341,662	3	27,700	8	13,400	32	382,762
湯布院町	(1) 97	(647,616) 795,791			60	16,268	118	812,059
庄内町	2	12841	1	4,700	16	7,512	17	25,053
直入町					3	384	3	384
計	(3) 131	(701,648) 1,150,294	4	32,400	87	37,564	170	1,220,258

()は大型店

第6節 文教関係被害

1 公立学校

公立学校関係の被害は、大分・大野・直入及び玖珠の4郡9町村の小・中学校27校に及び、被害総額は25,391千円となっている。

その内訳は校舎・屋内運動場等建物の損壊9,307千円、校舎敷地・運動場等校地の崩壊5,921千円、門扉・焼却炉等工作物の倒壊4,463千円、教材用標本等設備・備品の破損400千円で、建物の被害が全体の63.6%をしめている。

また、町村別にみると大きな被害を受けたのは、庄内町の被害が14,008千円でもっとも大きく、以下九重町6,300千円、湯布院町2,700千円の順となっている。

2 社会教育施設

社会教育施設関係の被害については、4郡5町村の公民館等9施設が被害をうけ、被害総額は6,373千円となっている。

内訳は、壁面亀裂等建物の被害3,403千円、土地2,000千円、水銀灯等工作物670千円、給水施設等の設備300千円で、被害の50%を建物がしめている。

町村別では大きな被害を受けたのは、湯布院町の3,472千円が最も大きく、九重町が2,300千円でこれに続いている。

3 文化財

文化財関係の被害は竹田市にある史跡岡城跡の石垣が3ヶ所にゆるみを生じ、延べ面積733平方メートルが崩落の危険にさらされ、被害額は22,100千円と見込まれている。

第7節 農業関係被害

1 農作物

時期が農閑期であったため、被害は少なかった。

麦畑の畦畔等に決壊があり450千円の被害があった。又樹園地の決壊でみかん(幼木)にも埋没による300千円の被害があった。

2 畜 産

畜産については、肉用牛4頭が足など骨折、また馬1頭が背骨骨折でいずれも廃用となり、1,400千円の被害があった。

3 そ の 他

共同利用倉庫に保管中の肥料等の破袋による400千円の被害があった。

第8節 農地農業用施設関係被害

庄内町・湯布院町・九重町の3町を中心に2市9町に水田・畑・農道・溜池・橋梁等に地盤沈下・亀裂・決壊等甚大な被害があった。

農地被害か所2,447か所343ha被害額1,055,000千円、水路397件401,000千円、農道224件263,000千円、溜池5件74,000千円、橋梁2件3,000千円、農業施設628件741,000千円、農地並びに農業施設1,796,000千円の被害があった。又、農業協同利用施設の被害は、4農協10農業倉庫・集荷施設・給水施設等に地盤沈下、建物の傾斜・落壁・亀裂・屋根瓦破壊等の被害により総額約26,000千円の被害があった。

その他個人の農業倉庫・畜舎・サイロ給水施設等の被害は147件で総額約57,000千円であった。

第9節 林業関係被害

1 林 地

林地の崩壊及び地すべりにともなう治山事業関係の被害状況は、住家・道路・農地等に被害を及ぼしたものの238か所、面積51.84ha、総額1,448,760千円に達している。なお、林地崩壊により、間接的に被害を及ぼすおそれのあるもの及び林地に亀裂が生じ、今後の降雨により拡大崩壊が発生し、被害をひき起すと予想される箇所は数百箇所に及んでいる。

第8表 町村別林地崩壊・地すべり被害状況

町 村 名	被害面積	被害ヶ所数	被害金額
野津原町	0.04 ㌦	16ヶ所	31,000 円
湯布院町	5.30	36	252,100
庄内町	28.75	84	660,000
直入町	1.50	26	80,000
九重町	16.25	76	425,660
合 計	51.84	238	1,448,760

2 林業用施設

林道施設被害は5路線、8ヶ所、延長776m、被害額は24,291千円で、湯布院町・九重町及び庄内町にまたがる扇山線と同支線は、ほぼ全線にわたって被害をうけ、九重町の鹿伏線にあっては山腹崩壊を伴うもので、本県においては前例のないものであった。また、椎茸乾燥庫は40棟が全壊し被害は21,400千円に及んでいる。

第9表 林道施設被害状況

町 村 名	路線名	箇所数	延長(m)	金額	施行主体
九重町	鹿伏線	1	70.0	2,251 円	九重町
"	鹿伏岳線	1	129.0	7,979	"
"	扇山線	3	61.0	4,978	湯布院町
湯布院町	"	1	106.0	3,440	"
庄内町	扇山支線	1	396.0	4,780	"
直入町	石の原線	1	14.0	863	直入町
計	5	8	776.0	24,291	

第10表 椎茸乾燥庫被害状況

町 村 名	数 量	金 額
湯布院町	4	1,900 円
庄内町	20	12,000
九重町	16	7,540
合 計	40	21,440

3 林 産 物

林地崩壊：地すべりによる立木の被害は3,500 m^3 で、被害額50,000千円に達した。
また、椎茸櫓木が埋没或は倒伏した被害は2,396,950本、被害額190,743千円に達した。

第11表 林産物被害状況

町 村 名	立 木		椎茸櫓木(埋没)		倒 伏		計
	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	
野津原町			3,200	771			771
庄内町	2,500	35,000	20,000	4,820	88,000	6,864	46,684
湯布院町	1,000	15,000			220,000	17,160	32,160
九重町					206,575	161,128	161,128
計	3,500	50,000	23,200	5,591	237,375	185,152	240,743

第10節 水産関係被害

水産関係は、下記のとおり2町に及び、養殖施設の損壊・養殖物の流失等金額にして、13,005千円の被害があった。

第12表 養殖施設被害状況

町 村 名	内 容	被 害 額
湯布院町	① アユ等養魚池(7×20×1.5)の損壊と給水パイプ(φ20mm)9か所の損壊(1会社分)	4,000 千円
	② コイ・スッポン・アユ等養魚池の損壊(個人所有18戸分)	1,600
	町 計	5,600
九重町	エノハ養魚池(20×5m)3面の損壊(個人所有)	500
合 計		6,100

第13表 養殖物被害状況（流失及びへい死）

市町村	内 容		被害額
湯布院町	ヤマベ	1,250円 3.2 Kg	4 千円
	ウナギ	1,700 450	765
	アユ	1,500 70	105
	スッポン	2,000 500	1,300
	マス	590 1,400	826
	以上1社分		3,000
	アユ	1,500 270	405
	ウナギ	1,700 18	30
	スッポン	2,600 50	130
	コイ	700 1,200	840
	以上18戸分（小計）		1,405
九重町	エノハ 1尾83円 30,000	2,500	
合計		6,905	

第11節 土木関係被害

1 河 川

直入町・下津留・塩手及び中村地区では、その中心を流れる1級河川大分川水系の小津留川（2級河川）が小津留地区において、短区間（400m）5箇所の河川施設に被害があり、被害額9,700千円に達した。

この河川は、高塚山系を水源に芹川ダムに流入する小河川である。被害箇所は背後地が水田で、川幅4～5mで護岸（法長2.0～3.0m）は野面石又は空石積である。被害は、護岩石積の法崩れと築堤箇所の裏法尻に20～40m程度のクラックが生じ、堤防全体が川表へ突出している箇所もあった。

又、直入郡久住町字久住を流れる1級河川大野川水系田町川（2級河川）で延長8.0mの護岸ブロック積工の倒壊があった。

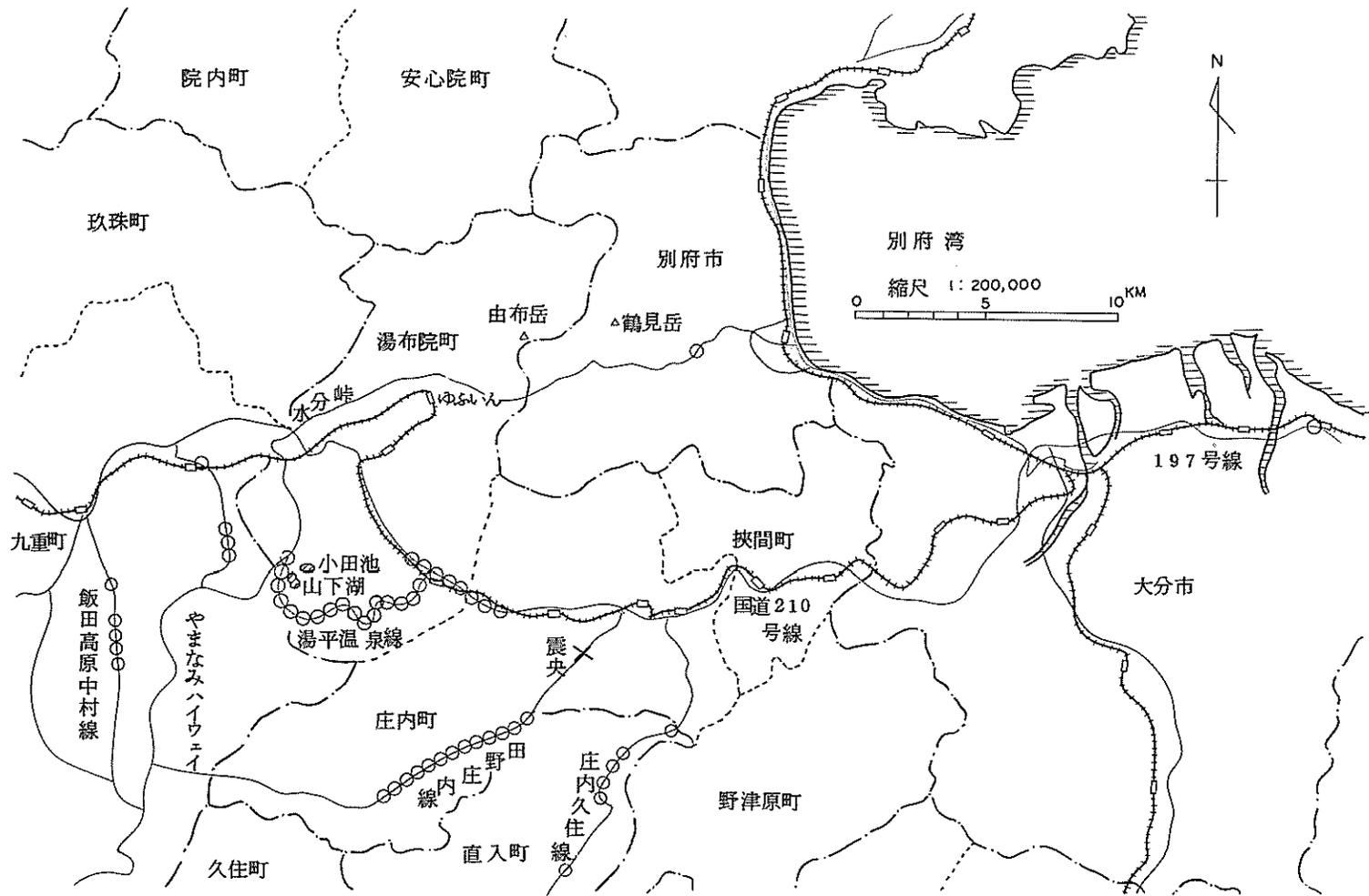


図5 道路被災図

○ 道路被害箇所

2 砂 防

急傾斜地の崩壊が庄内町で1ヶ所、湯布院町で5箇所、九重町で6ヶ所、直入町で2ヶ所、耶馬溪町で1箇所あった。被害総額は211,600千円である。

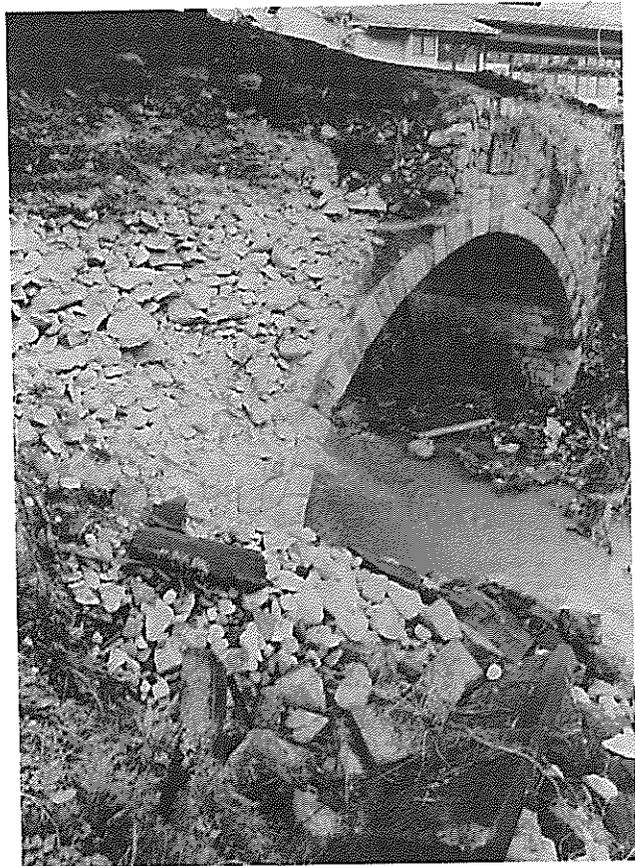
3 道 路

大分郡庄内町及び湯布院町、玖珠郡九重町並びに直入郡直入町を主体として、震源地から半径25km以内に災害が集中している(図5)。

被害は土石の崩落・道路の陥没・落橋等で、これによる交通不能箇所が特に多く、被害箇所73ヶ所、総延長2,295.3mに達し、被害額は368,338千円であった。

4 橋 梁

庄内町と湯布院町の境にある幸野橋が通行不能となり、1ヶ所16.4m、被害額22,250千円となっている



片側がくずれ落ちた石橋

第12節 その他の被害

1 電力施設

(1) 被害の概要は次のとおりである。

第14表 電力施設被害状況

設備		被害の概要	復旧費(百万円)	
発電所	電気	1. 畑発電所基礎沈下 2. 下川発電所本館床面一部クラック 3. 鮎川・大竜・幸野発電所発電機室床面クラック発生	12.7	90.2
	水路	1. 山下池前面張石の浮上・沈下・張コンクリート亀裂 2. 畑発電所3号蓋渠スラブ桁及び側壁亀裂 3. 幸野発電所・水路落石・側壁亀裂 4. 玖珠発電所水路5号開渠上部より落石ほか19件	77.5	
変電所		なし	-	
送電線		1. 66KV幸野篠原線№121鉄塔附近亀裂 2. 66KV甘川水幸野線№120木柱附近土砂流失 3. 66KV大竜支線№1木柱地際地盤亀裂 4. 66KV野上女子畑線№8鉄塔敷地の亀裂 5. 110KV塚原嘉穂線№205鉄塔基礎崩壊ほか25件	24.7	
配電線		なし	-	
合 計			114.9	

(2) 発電機停止事故は次のとおりで、停止電力合計5.68MWとなっている。

第15表 発電機停止事故の状況

水系別	停止発電所	停止電力(MW)	停止時間
大分川	篠原・大竜・柿原・野畑・鮎川	1.9	8分-50分
	下川	1.2	1H47分
	幸野	1.7	1214H25分

水系別	停止発電所	停止電力(MW)	停止時間
大分川	畑	0.9	974H 25
	飯田・広瀬	0.5	23～33分
駅館川	須崎	0.6	2H 23分
	丸田	1.0	6H 57分
大野川	竹田・宮砥・笹川	7.5	23分～38分
	町田第2・野上・玖珠・右田	13.3	13分～53分
玖珠川	大岳(地熱)	9.5	1H 29分
	町田第1	1.6	6H 57分
合計	21箇所	56.8	—

(3) 地震による配電線停電状況は次のとおりで、大分郡を中心に50MWの供給停止を生じている。

第16表 配電線供給状況

配電線停電区域	停電電力(MW)	停電時間
挾間町・庄内町・湯布院町	4.8	8分
大分市の中心部	18.3	1～38分
別府市の一部	8.7	3分
竹田市	2.5	8分
九重町	1.9	1～21分
山香町・日出町・杵築市・国東全域	9.6	3分
豊後高田市	2.0	1分
宇佐郡	1.0	3分
その他	1.5	3分

被災地図 図6のとおり

2 鉄道施設

国鉄は、管内全域にわたり震度4～3を記録したため、全列車を運転中止し、全線区において線路並びに架線状況の確認を行った。その結果日豊・豊肥・宮原及び高千穂の各線で異常は認められなかったが、久大線では次のように線路災害が発生したので、列車の大幅運休が生じた。

第17表 鉄道被災箇所総括表

線名	駅間	落石	路盤 変沈	盤状 下等	乗降場 変状	土留の り面工 変状	側こう 倒壊	路盤 陥没	切取 崩壊	排水工 変状	計
久大本線	杉河内～北山田	1									1
"	恵良～引治		1								1
"	豊後中村構内			1							1
"	豊後中村～野矢		1		1						2
"	野矢～湯布院	3	3			2					8
"	湯布院～南湯布		1								1
"	南湯布～湯平	6	4		4			1	1		16
"	湯平構内			1							1
"	湯平～庄内	1	14		1						16
"	庄内構内			1							1
"	天神山～小野屋	1									1
"	小野屋～鬼ヶ瀬		1						1		2
宮原線	町田～宝泉寺	1									1
"	北里～肥後小国	1					1				1
日豊本線	行橋～新田原										1
	計	14	25	3	6	2	1	1	2		54

3 通信施設

(1) 回線の被害

電気通信施設については、同軸・市外ケーブル等に直接の被害はなく、市外回線の障害は皆無であった。また、局内設備についても特に異常はなく、市内回線の権障加入数は69加入程度である。これは地震の被災地域が山間部であったこと、防災耐震対策等が適切であったため、被害の防止に大きく寄与したものである。

第18表 回線の被害状況

被害回線局別内訳		回線種別		
		一般加入電話	地集回線	市内電用
大分電報電話局管内	5	46	22	1
別府	18			
玖珠	26			
三重	14			
竹田	6			
計	69			

(2) 設備の被害

電柱倒壊・折損・傾斜 114本
 架空ケーブル・支線・SDワイヤ損傷 3.5km 11条 5.8km
 宅内関係被害 50件
 加入受信宅内装置破損 1台
 BWTリレー損傷 1個
 可搬BOX前室接合部損傷 10BOX
 石垣の損壊

4 九州横断道路関係

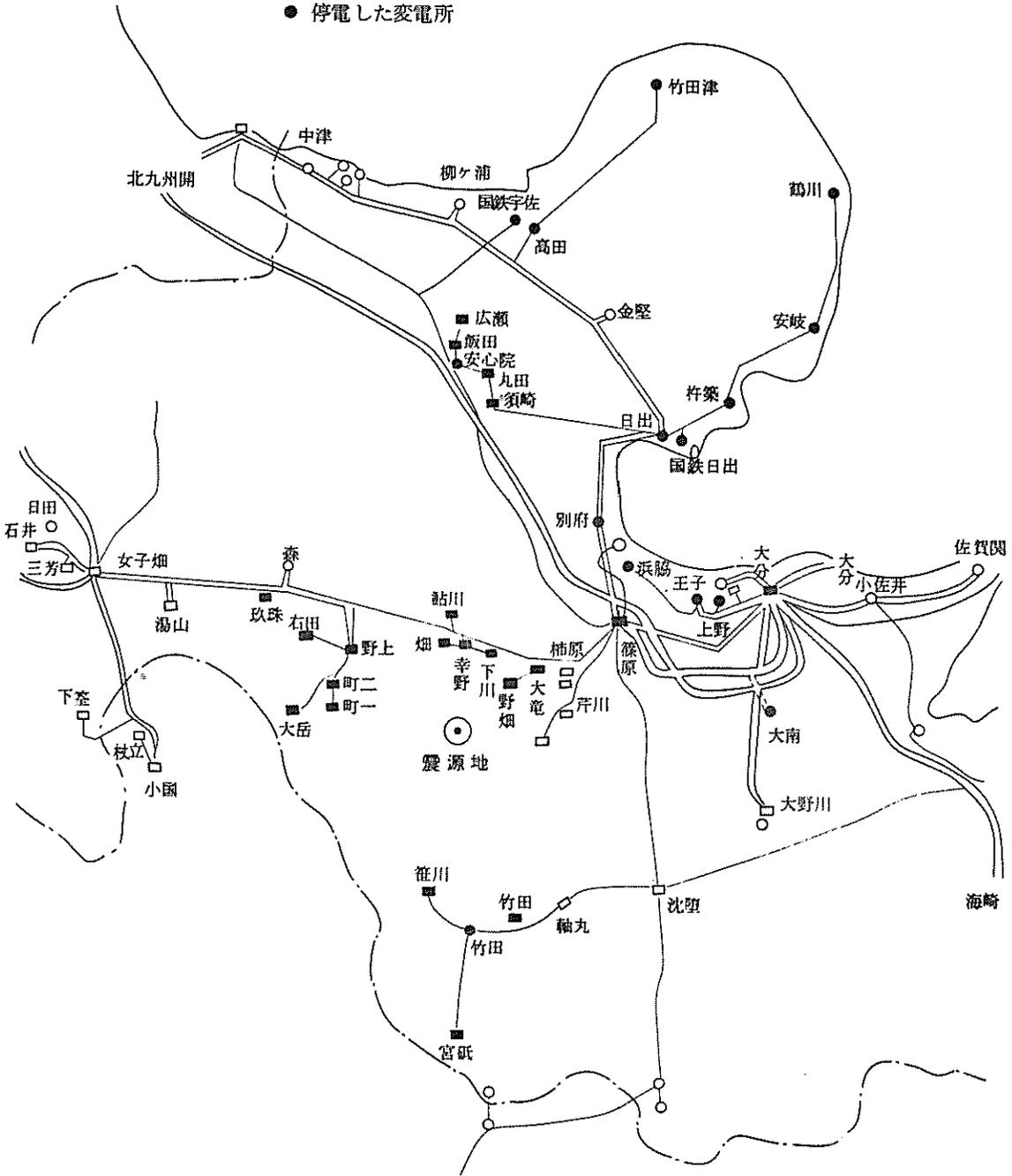
被害箇所は、湯布院町大字川西水分峠から九重町大字田野朝日台までの11kmに発生した。被害の内容は、料金所ゲートの倒壊・盛土の崩壊・切土のり面崩壊及びぶ滑落・擁壁の決壊・舗装の崩壊及び亀裂・切土のり面からの落石等であった。このため、小田の池から朝日台間の通行止めを行った。

災害直後からの交通規制措置は次のとおりである。

4月21日13:00まで 全線交通止
 4月21日13:00 瀬の本～城山間規制解除
 4月23日12:00 長者原～瀬の本規制解除
 4月28日10:00 長者原～朝日台規制解除
 7月31日 5:00 小田の池～朝日台(迂回路開通)

図6 送電系統図

- 停電した発電所
- 停電した変電所



第3章 災害応急対策

第1節 防災体制

1 大分県災害対策本部の設置

4月21日

2時35分：地震発生と同時に、震源地が日向灘方面と想定されたところから、直ちに佐伯・臼杵方面の市町村に対して津波の警戒を指示した。

3時00分：災害対策連絡室の警戒対制を執った。

そのうち、九重町・庄内町及び湯布院町から続々と被害の情報が入り、災害対策連絡室においては、玖珠・竹田及び大分の各県事務所に対し実態把握調査を指示した。

8時30分：県の関係各課及び関係各地方機関（県事務所・土木事務所）が被災状況の現地調査を開始し、情報の収集に全力をあげた。その結果、レークサイドホテルの倒壊・寺床の家屋の倒壊と負傷者の救出状況等の連絡があり、被害は相当大きいものと思われたが、被災地域へ通ずる道路が落石・ひび割れ等で連絡がとれず、山越えで現地の調査にあたった。

9時35分：自衛隊災害派遣要請。午後にはいって、徐々に全容が判明、県としても自衛隊にヘリコプターによる偵察を依頼し、消防防災課職員2名が同乗、被害の状況を正確に把握するように努力をしたが、着陸が不能のため、大きな被害を除いて確認ができなかった。

19時30分：災害対策本部設置。県事務所からの報告で各地区の被害状況が判明、被災者の救済等を本格的に開始し、消防防災課内に災害対策本部を設置した。

4月22日 応急対策の開始

- ・救助物資の輸送開始
- ・避難所の設置
- ・炊き出しの実施
- ・国道及び県道の不通箇所15ヶ所について応急復旧工事を実施

4月23日

- ・災害対策本部長（知事）が現地を視察（庄内町・湯布院町）
- ・日赤が救護活動を開始
- ・大分保健所が衛生指導に係職員を派遣（～25日まで）

- ・国道 210 号線幸野橋（湯布院町）の仮設橋の架設を自衛隊に要請し、25 日 13 時開通

4 月 24 日

- ・災害対策本部長（知事）が直入町・九重町を視察
- ・応急仮設住宅の設置開始
- ・被災者の復旧に要する資金の融通等について、国民金融公庫・中小企業金融公庫大分支店・商工組合中央金庫・商工会連合会・商工会議所連合会と協議（28 日にも実施）

4 月 25 日

- ・農林省・林野庁から被災地の現地調査に来県し、査定実施
- ・自衛隊の災害支援隊が撤収

4 月 26 日

- ・大分県災害対策本部において、今後の恒久対策を協議
- ・応急対策の効果もあがり、恒久対策の方針も出そろったので、大分県災害対策本部を廃止

2 町災害対策本部の設置

庄内町・湯布院町・九重町及び直入町の 4 町は、応急救済は町を挙げて実施する必要を認め、各町長が災害対策本部長として諸対策を陣頭指揮し、万全の措置を講じた。庄内町及び九重町は、余震等の影響もあって本部の廃止が 8 月になった。

第 19 表 町災害対策本部設置状況

町名	設置	廃止
庄内町	4 月 21 日 6 時 00 分	8 月 12 日 11 時 00 分
湯布院町	〃 7 時 00 分	5 月 20 日 17 時 00 分
九重町	〃 8 時 30 分	8 月 12 日 17 時 00 分
直入町	〃 11 時 00 分	4 月 30 日 13 時 00 分

3 その他災害対策本部を設置した機関

- (1) 日赤大分県支部
- (2) 日本国有鉄道大分鉄道管理局（復旧対策本部）

第 2 節 避難、救助の措置

1 警察の措置

大分郡湯布院町湯ノ平警察官駐在所は、地震発生と同時に直ちに管内の被害状況の調査活動を開始した。そして、地震による地盤の緩みから崖くづれが起り、危害を受けるおそれのある地域の住民約 130 名を公民館ほか 1 箇所避難させた。

2 町の措置

庄内町は、直野小学校を避難場所に指定し、被災住民の安全確保に努めた。

湯布院町は、自衛隊及び警察の協力を得て、九重レークサイドホテルにおいて、ホテル警備員の救出をした。

九重町は、寺床地区において住民の協力を得て、住家の下敷になった負傷者を救出した。

直入町については、特に避難救助はなかった。

第 3 節 災害警備

1 警備体制

大分県警察本部は、地震発生と同時に、県下全警察署に対し、被害状況の調査を指示した。4 時頃から大分郡湯布院町をはじめ、庄内町・挾間町・直入町及び九重町における被害発生が相次いで報告されてきた。そこで午前 5 時に大分県警察本部外勤課内に警察本部長を長とする県警察災害警備本部を設置し、あわせて、各警察署に対し、管内の被害状況に応じて、警察署災害警備本部を設置し災害警備に万全を期するよう指示した。被災地における人命救助活動及び治安維持活動を円滑に行ない、その結果人心の安定に効果を挙げることができた。

県警察災害警備本部は、4 月 26 日 17 時 00 分をもって廃止した。

2 警備活動

4 月 21 日

地震発生：県下全署に対し被害実態の把握と災害救助活動の実施を指示した。あ

わせて、機動隊 1 箇小隊（37名）に対し、非常召集を発令。在隊待機を命じ、被災地への応急派遣体制を確保した。

4 時 00 分：大分郡湯布院町の被害甚大の情報入手。直ちに県警備本部から外勤課長外 3 名を被害実態の調査のため現地に派遣した。

5 時 00 分：県警察災害警備本部を設置

5 時 30 分：大分、竹田及び玖珠警察署に警察署災害警備本部を設置

5 時 50 分：玖珠郡九重町大字野上 2856 の 26 農業山口均（54 才）方家族 3 名が全壊した同家の下敷となり負傷していたのを、警察、消防の協同救出作業により救出した。

6 時 00 分：湯布院町大字川西 2174 の 1 九重レークサイドホテル（社長谷勇一）において同ホテル従業員日野義男（54 才）を救出した。

大分郡庄内町阿蘇野部落が道路決壊のため孤立。被害状況は握のため警察官 5 名を林道經由徒歩で同地区に投入、被害実態の調査に当らせた。その結果、同地区は、被害甚大で 58 戸中 27 戸が全半壊し、水道管破裂、電話施設の損壊等が判明。特使をもって救援要請を行った。

九州横断道路および国道 210 号線が落石及び決壊により通行不能となったため、関係警察署ならびに本部機動警察隊による交通規制を実施した。

4 月 22 日以降

県警察本部長、警備部長および関係各警察署幹部が被災地に赴き、被害状況の視察を行い、警備対策を検討した。

本部機動隊、機動警察隊および関係警察署員による被害調査、危険箇所の把握、生活相談活動を中心に防犯パトロール等の諸活動を行い、民心の安定と不安の除去につとめた。

第 4 節 被災者の救援対策

1 災害救助法の適用

4 月 21 日

15 時 00 分：庄内町に対し小災害救助内規を適用する方針であったが、情報しゅう集の結果、相当の被害が予想されたので、厚生省と協議のうえ、19 時 30 分災害救助法の適用を決定した。適用は、災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号「多数の者が

生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたこと」によるものであったが、最終的な被害状況の集計結果、同施行令第1条第1項第14号の「当該市町村内の人口に応じ定める数以上の世帯の住家の滅失したこと」の基準に適合することとなった。

2 緊急避難所の設置

湯布院町がテント2張を展張した。

3 応急仮設住宅の建設

災害救助法を適用した4町のうち、特に全壊家屋が多かった庄内町及び九重町においては、被災者を一時収容する応急仮設住宅の建設が必要であると判断された。そこで、厚生省とも協議のうえ、4月23日、関係業者に連絡、同日、庄内町分を大和ハウス工業株式会社に、九重町分を日成ビルド工業株式会社に発注し、4月24日建設に着手、4月27日完成をみた。応急仮設住宅の建設提供は、全壊世帯のみならず、他の被災世帯に対しても心強い支援となった。

第20表 応急仮設住宅建設状況

町名	A型(4坪)	B型(6坪)	C型(9坪)	計	経費
庄内町	8 戸	4 戸	5 戸	17 戸	8,126 千円
九重町	8	5	2	15	6,760
計	16	9	7	32	14,886

4 炊き出し、その他食品の給与

庄内町及び湯布院町においては、4月21日から4月27日までの7日間にわたり、災害救助法による炊き出し及びその他の食品の給与を行なった。

対象人員は、庄内町で延べ1,155人(支出額117,425円)、湯布院町で延べ1,705人(支出額173,910円)であった。

5 飲料水の供給

(1) 地震の発生により、水道施設に被害を受けたのは庄内町、湯布院町、挾間町及

び九重町の4町であるが、これらの町において断水した地域では飲料水が確保できないため、庄内町直野内山地区、湯布院町湯平地区並びに九重町野上須久保及び田野地区に対しては、自衛隊ヘリコプター及び同給水車並びに消防タンク車等による給水が行われた。

この間、それぞれの被害箇所の水道施設の復旧又は応急復旧工事は、4月29日までにほとんど完了したが、九重町野上地区ほか1施設については、水道原水の水量減少によって取水量が不足したため、5月20日まで給水制限を行った。

- (2) 県は、水道施設等の消毒その他衛生上必要な措置を講ずるよう町当局を指導するとともに、被害施設の復旧について指導した。このうち、九重町及び湯布院町については、国に災害報告を行い、国の現地調査とその指示によって災害復旧工事を行うことになった。
- (3) 水道原水の減少等による取水量の不足施設に対しては、代替水源の新設等について指導した。

6 生活必需品の給与

直下型地震という特異な災害であり、引き続き余震のために住居に入ることが危険であったため、被災者は被服、寝具類等の生活必需品にも事欠くありさまであった。このため県ではトラック4台を借り上げ、災害備蓄倉庫保管中の物資の輸送を4月21日被災地の4町あてに行なった。

第21表 生活必需物資給与状況

町名	被災者		給与物資					金額換算 円
	世帯数 世帯	人員 人	毛布 点	作業衣 点	作業ズボン 点	地下タビ 点	タオル 点	
庄内町	63	324	268	97	99	64	630	757,420
湯布院町	21	80	49	2	6	10	—	121,175
直入町	13	56	26	5	5	3	91	66,745
九重町	47	218	231	62	66	58	447	615,855
計	144	678	574	166	176	135	1,168	1,561,195

7 医療保健活動

災害発生後の医療対策としては、庄内町内山地区が、道路決壊による交通途絶によって孤立した状態となったため、特に、同地区を中心に医療活動が行なわれた。他の地域については、地元医療機関で対処し、特に支障はなかったが、概要は次のとおりである。

4月22日

大分保健所長を庄内町内山地区の現地に派遣し、当面問題となるような負傷者は発生していないが、医療確保に万全を期するため、地元大鶴医師会及び庄内町の開業医師に対し協力を依頼した。また、被災地区の飲料水の確保についても町に注意した。

4月23日

テント収容中の庄内町内山地区住民に対し、大分保健所長及び同所保健婦による衛生指導、湿気の予防、皮ふの保清、食中毒の予防等の指導を行った。

日赤大分県支部は、日赤大分病院長ほか5名の医療班を現地に派遣し、巡回診療を実施し、住民の安全救護を図った。診療総延人数は76人、うち、何らかの治療を要する患者は37人であり、この人達に対しては適切な処置・指示を行なった。

この診療支援は4月28日まで続けたが救護を要する患者がなくなったので、同日救護所を閉鎖した。

4月24日

地区医師会による医療班の編成が出来た。

8 被災住宅の復旧

住宅被害に対しては公的な救済方法はなく、個人が自力で復旧しなければならないことになっている。

り災者のうち、何らかの復旧計画をたてている者は93.8%であるが、このうち、被災後直ちに住宅の復旧に着手したり災者は約36%で、資金の調達についても自己資金によるものは7%で、あとは銀行、農協或は親籍知人等からの借入や災害援護資金の貸付に依存している。

第5節 防疫活動

庄内町においては防疫班を編成し、内山部落では被災住民が使用しているテント内外の消毒をスミチオン乳剤、クレゾール、オスバンを用い消毒作業を実施した。

地震災害が水害などの土砂、汚水による疫病の発生の必要がきわめて少ないことなどから、県としては特に防疫活動は実施しなかった。

第6節 自衛隊災害派遣

1 派遣

(1) 湯布院、玖珠及び別府駐とん地の各部隊は、地震発生後、直ちに関係機関に連絡する等して状況把握を始めたが、夜中のことでもあり、ほとんど情報がえられなかった。その後、最も災害の激しかった湯布院地区において被災状況が逐次判明、湯布院駐とん部隊は21日5時00分非常勤務、「災一第3種」を発令。同日5時20分レークサイドホテル救援要請を皮切りに逐次の要請に応じて所在部隊をもって対処した。

玖珠及び別府地区については、ほとんど状況が判明しないまま、21日6時00分以降、非常勤務体制に入ったが、玖珠地区においては、その後、給水支援要請があり、部隊の一部をもって出動した。じ後、湯布院地区を主体に、一部玖珠地区についても災害派遣を実施、4月25日主力を撤収した。

種目別派遣人員，装備，活動状況（第22表）

(2) 第4師団司令部は、21日7時00分「第1種乙態勢」に入りじ後救援の特色から、ヘリコプター、施設部隊の爆破作業、さく岩機、チェーンソー及び架橋中隊を増強して対処した。またこの間、師団幕僚及び建設幹部を現地指導又は連絡幹部として派遣するとともに、福岡駐とん地～湯布院間に多重無線系を構成し、通信能力を強化した。

2 湯布院地区

(1) 湯布院部隊は、21日6時10分以降、主として、給水道路啓開及び孤立した庄内町内山地区に対する物資空輸を続けていたが、22日国道210号線の幸野橋の応急架橋の成否について、打診を受けた。技術的事項及び制式器材使用上の問題点が

第 22 表 種目別派遣人員・装備・活動状況

(1) 給 水

派遣場所	要請・撤収日時	派遣期間 (日)	延派遣人員 (人日)	延車両 (両)	延航空機 (機)	主要成果の概要(概数)	備 考
大分郡湯布院町 レークサイドホテル	4. 21 05:20 4. 21 09:50	4. 21 (1)	22	6		給 水 : 9 t	3/4t 車両× 5 2 1/2t 車両× 1 水トレーラー× 6
玖珠郡九重町 飯田高原地区	4. 21 11:10 4. 24 17:30	4. 21 } 4. 24 (4)	26	11		給 水 : 25.4 t	1/4t 車両× 1 2 1/2t 車両× 10 水トレーラー× 6 水 缶 352本
大分郡湯布院町 湯ノ平温泉地区	4. 21 12:05 4. 24 19:20	4. 21 } 4. 24 (4)	55	22		給 水 : 32 t	1/4t 車両× 5 3/4t 車両× 17 水トレーラー× 17
玖珠郡九重町 野上地区	4. 21 13:30 4. 22 18:00	4. 21 } 4. 22 (2)	13	4		給 水 : 16 t	2 1/2t 車両× 4 水トレーラー× 4
合 計	4 件	延 11 日	116	43		給 水 : 82.4 t	1/4t 車両× 6 3/4t 車両× 22 2 1/2t 車両× 15 水トレーラー× 33 水 缶 × 352

(2) 道路啓開

派遣場所	要請・撤収日時	派遣期間 (日)	延派遣人員 (人日)	延車両 (両)	延航空機 (機)	主要成果の概要(概数)	備 考
大分郡湯布院町 湯ノ平地区	4. 21 10:25 4. 21 18:30	4. 21 (1)	114	15		道路啓開 54 m 排 土 120 m ³	バケットローター × 1
大分郡湯布院町 扇山地区	4. 22 11:00 4. 24 20:05	4. 22) 4. 24 (3)	199	25		道路啓開 1,050 m 排 土 350 m ³ 除 石 20 m ³ 爆 破 420 m ³ 伐 開 170 m	バケットローター × 2 コンプレッサー × 2
大分郡庄内町 内山地区	4. 24 18:00 4. 25 15:55	4. 25 (1)	5	2		道路啓開 2,700 m 排 土 50 m ³	バケットローター × 1
合 計	3 件	延 5 日	318	42		道路啓開 3,804 m 排 土 520 m ³ 除 石 20 m ³ 爆 破 420 m ³ 伐 開 170 m	バケットローター × 4 コンプレッサー × 2

(3) 応急架橋

派遣場所	要請・撤収日時	派遣期間 (日)	延派遣人員 (人日)	延車両 (両)	延航空機 (機)	主要成果の概要(概数)	備考
大分郡湯布院町 幸野地区	4. 23 08:00 4. 25 10:30	4. 23) 4. 25 (3)	205	77		パネル橋 巾4m 長さ24m の架設	4tレッカー×1

(4) 土砂排除

派遣場所	要請・撤収日時	派遣期間 (日)	延派遣人員 (人日)	延車両 (両)	延航空機 (機)	主要成果の概要(概数)	備考
玖珠郡九重町 小久保	4. 22 12:10 4. 23 18:50	4. 22) 4. 23 (2)	46	4		排土: 140m ³ 岩石除去: 4個(約4t)	

(5) 物資空輸

派遣場所	要請・撤収日時	派遣期間 (日)	延派遣人員 (人日)	延車両 (両)	延航空機 (機)	主要成果の概要(概数)	備 考
大分郡庄内町 内山地区	4. 21 14:30 4. 24 16:30	4. 21 } 4. 24 (4)	24		5	水: 22t 毛布: 460枚 天幕: 1張 作業隊員: 84名 その他副食 日用品等	HU-IB 8回で空輸
大分郡湯布院町 扇山地区	4. 22 11:00 4. 24 20:05	4. 22 } 4. 23 (2)	10		2	飼料: 690kg 水ホース: 2巻 重油: 730ℓ	扇山道啓開の要請に包括 されている。 HU-IB 3回で空輸
合 計	2 件	延 6 日	34		7	水: 22t 毛布: 460枚 天幕: 1張 作業隊員: 84名 飼料: 690kg 水ホース: 2基 重油: 730ℓ その他副食 日用品	

(6) 人命救助

派遣場所	要請・撤収日時	派遣期間 (日)	延派遣人員 (人日)	延車両 (両)	延航空機 (機)	主要成果の概要(概数)	備 考
大分郡湯布院町 レークサイドホテル	4. 21 05:20 09:50	4. 21 (1)	4	1		軽傷患者 4名後送	レークサイドホテル給水の 要請に包括されている。

あったが、県との交渉の結果、問題点を解決し得たので協定書を取り交し、第5施設団を増援、24日パネル橋(長さ24m)の応急架橋を実施して、25日13時00分県側に引渡しを完了した。

- (2) 22日扇山林道の啓開作業を開始したが、爆破作業が必要となり、同日夕、施設部隊の爆破作業班を増強し、次いで、23日夕携帯さく岩機及びチェーンソーを増加し、作業促進を図った。さらに24日に至り、孤立した内山地区に対する県の緊急物資(応急仮設住宅資材約17t)の輸送のため、湯ノ平～内山道の啓開を打診されたが、偵察の結果、これまでの湯ノ平～扇山道を更に延長啓開することが良策であることが判明、新たに要請を受けて24日打通した。

3 玖 珠 地 区

21日11時10分から九重町飯田及び野上地区に対して給水支援を実施したが、22日小久保及び奥双石地区において山崩れの恐れのある民家裏の土砂排除の打診があり、施設偵察の結果、小久保地区について、災害派遣を実施することにし、23日作業を開始、24日終了した。

4 別 府 地 区

21日県の要請により、自衛隊・県及び県警による合同航空偵察を実施したが、災害派遣にいたる災害は発生していなかった。

5 派遣部隊の終末

- (1) 師団は、4月24日各救援作業の見通しを得たので、4月25日の幸野橋の完了引渡しを目途に災害派遣部隊の終末指導を行った。
- (2) 湯布院駐屯地各部隊は、連日の出動であったが、各部隊長の適切な指導により疾病患者等は皆無であった。

第 7 節 日本赤十字社の災害派遣

日本赤十字社大分県支部においては、現地に医療班を派遣するとともに被災者に対しては支部見舞品、奉仕団見舞品として毛布・タオル・日用品セット等、次のような物資を配布し、被災者の救援に当たった。

第 23 表 災害物資配布状況

町 名	毛 布	タ オ ル	日用品セット	支部見舞品	奉仕団見舞品	計
湯布院町		75	21		21	117
庄内町	115	318	63	27	63	586
九重町	129	217	47	28	47	468
直入町		41	13		13	67
計	244	651	144	55	144	1,238

第 8 節 学 校 教 育

公立学校の被害は、大分、大野、直入、玖珠各郡の 9 町村の小中学校 27 校に及び、校舎、校舎敷地、運動場、教材用標本等に多くの被害を受けた。そこで県においては、所管の教育事務所を通じ、関係市町村教育委員会から、被害状況その他必要事項についての報告を受け、被害状況の把握につとめるとともに、必要に応じて応急措置を講ずるよう指導を行なった。被害状況については、文部省等関係機関に報告した。

学校教育、特に児童・生徒に関する安全教育については、従来から機会あるごとに指導を行っており、災害時における避難訓練も毎年 2 回実施している。

また、公立学校施設の被害については、文部省及び大蔵省による現地調査が 9 月に行われ、さらに文化財施設についても、文化庁による現地視察が 3 回にわたって行われた。

第 9 節 交 通 ・ 通 信 ・ 電 力

1 国 鉄

4 月 21 日 7 時 00 分、大分鉄道管理局施設部長を本部長とする復旧対策本部を設置した。大分鉄道管理局管内では、旅客車は久大線で全日運休（26 本）、宮原線で 1 本運休、貨物車は、日豊線で 2 本運休、久大線で 2 本運休したが 22 日の運休は、旅

客車＝ 40 本，貨物車＝ 2 本，その他 3 本であった。

そこで管理局では、施設部と保線区が一体となって線路の検査及び調査を行い、区間毎に、運転規制，その他応急工事の手配をし、4月22日18時00分全線開通した。

2 バ ス

被災地域に多くのバス路線を持つ大分バス株式会社においては、4月21日地震発生後直ちに湯布院町湯ノ平在住の従業員が大分，鶴崎両営業所所長に連絡し、3時00分から5時30分の間に、2名1組の調査班3班を編成し、今畑，竜原，長湯，柏の木，柚の木，堺，中畑及び田代の各線と湯の平線、長湯線（竹田営業所管内）について、被災状況を調査した。それによって、始業点呼時には、異常運行計画について指示した。

第2次調査は、同日午前8時から実施し、正午には、災害箇所、復旧見込みの見通しなどが判明し、所要の応急対策を完了した。

調査および運休などの広報のための出勤延回数は21回、出勤人員は47人であった。

3 電 話

(1) 特設公衆電話の設置

特に被害の大きかった庄内町内山及び阿蘇野地区については、特設公衆電話を迅速に設置し、被災地区の通信確保をはかった。

(2) 異常ふくそう措置

地震の被害状況がテレビニュース等により、報道され、被災地に対する問合せ、見舞通話が21日7時20分頃から発生した。全国から大分管内の被災地への通話がふくそうすると同時に、大分市内局の発信呼も異常に増大し、大分市外局は、異常呼により、21日昼、夜2回A級異常ふくそうとなった。

これらの異常トラヒックによる通話機能のまひを回避するため、大分市外局，福岡網管理室，中央網管理室等関係各局においてふくそう対策を実施し、大分市外局の交換機の過負荷によるまひを防止した。

4 九州横断道路

九州横断道路は水分峠から朝日台までの間が不通となり、このため迂回路は水分峠から九重町中村を經由し、県道飯田高原中村線で長者原に出るのが最短距離とな

ったが、同線が同じように不通となったため、県道田野宝泉寺停車場線を迂回路として使用した。以後県道飯田高原中村線開通に伴い、この両県道を迂回路とするかわら、小田の池料金所前から進入できる湯布院町道津々良奥江線を拡巾改良し、本線迂回路として7月31日5時00分から供用を開始した。

第4章 災 害 復 旧

第1節 土 木 関 係

1 河 川

河川被害の一次査定は5月7日～10日に実施され、恒久的な対策として基礎工はコンクリート基礎とすることとし、積ブロック工法にて決定後直ちに着手し、7月中旬に完工した。

2級河川 小津留川 5か所

2級河川 田町川 1か所

2 砂 防

砂防被害については、急傾斜地崩壊による災害防止法による地域指定を行い、緊急事業として九重町で3ヶ所、事業費38,600千円で50年度事業として施行した。湯布院町湯平地区については、町費3,800千円で施行した。

3 道 路

道路被害については、被害73か所中、46か所は50年度施行 残る27か所は、3か年以内に工事完了の計画である。

4 橋 梁

橋梁の被害については、幸野橋 164 m 工事総額 22,250千円

工事中は自衛隊から仮設橋を借りて通行に供したが、11月30日に完工した。

5 九州横断道路

日本道路公団別府阿蘇道路管理事務所において復旧費約4億円で復旧工事を昭和51年3月完成した。

第2節 農業関係

1 農地及び農業用施設

(1) 技術指導

農林省制定の災害復旧事業基準工法により、関係町を指導して、復旧工法の決定を行い、国の査定により8月11日復旧事業費の確定を終了した。

(2) 復旧計画

水路、溜池、農道の復旧は田植期に対処するため、かんがい用水の確保を第一とし、応急工事を行い、あわせて国に要望して緊急査定を受け、早期復旧を図った。給水施設については事前着工し、農業共同利用施設（農業倉庫・集荷施設等）等についても復旧した。その他田植期までに復旧できないものは査定設計書により、災害か所の早期復旧を図る。

(3) 激甚災害指定

農地等の被害状況からみて、局地激甚災害指定基準に照してみても庄内町及び湯布院町における被害査定額が次のとおりであったので昭和51年2月24日閣議において正式に局地激甚災害の指定が決定した。

昭和50年度庄内町農業所得推定 $\times 0.1 = 201,500$ 千円 $<$ 査定額 255,551千円

昭和50年度湯布院町 " $\times 0.1 = 79,100$ 千円 $<$ 査定額 178,692千円

第3節 林業関係

1 林地

梅雨あるいは台風襲来等の雨期をひかえ、林地崩壊の二次災害の発生が懸念され

たため、震災による崩壊地の復旧はもちろん、二次災害の予防措置についても、50年度において、緊急治山事業を実施した。51年度以降は、復旧治山及び予防治山計画を樹て、被災住民の安全を図る。

第24表 治山施設災害復旧工事

町 村 名	50年度実施			51年度実施		
	復旧箇所数	工 種	工事金額 千円	復旧計画	工 種	工事金額 千円
九重町	2	溪間工	36,000	25	溪間工 山腹工	275,000
庄内町	5	山腹工	114,350	50	〃	550,000
直入町	1	〃	3,000	10	〃	100,000
湯布院町	1	〃	18,100	20	〃	220,000
				5	〃	50,000
計	9		171,450	110		1,195,000

2 林業用施設

林道被害については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づいて復旧する計画であるが、緊急を要するものとして九重町2路線延199m（工事費102,300千円）について緊急工事として市町村等が復旧工事を実施し国からの補助は次年度に繰越す施越工事で復旧し、その他についても早急に復旧する。

倒壊した椎茸乾燥庫40棟のうち、庄内町及び湯布院町の24棟は自力復旧し、九重町の16棟は農業制度資金の融資により復旧した。

3 林 産 物

被害を受けた立木の大多数は、崩壊した土砂に埋没しており、また利用伐期令級によりやく達した林分が多く、しかも、被災地が奥地のため、採算上から放置されたままである。

埋没した椎茸樺木23200本については放棄し、倒伏した2,373,750本についてはすべて生産者が自力で復旧した。

第4節 住宅関係

1 応急対策

災害発生後、庄内町、湯布院町、九重町及び直入町の4町をはじめ、被災地域について住宅の被害状況の聴取現地調査及び住宅金融公庫等の融資等にかかる説明会を実施し、被災者の住宅復興について広報活動を行った。また被害状況について建設省に報告し、あわせて、

1. 局地激甚災害の指定
2. 住宅金融公庫法による災害復興住宅の貸付
3. 崖地近接危険住宅移転事業に基づく事業の実施

等について強く要望し、住宅金融公庫融資による住宅建設の促進並びに九重町及び直入町の崖地近接危険住宅について移転事業が採択された。

2 恒久対策

崖地近接危険住宅移転事業の促進並びに住宅金融公庫融資による住宅建設の指導を行った。

第5節 文教関係

公立学校施設、社会教育施設等文教関係については、県教育委員会、関係市町村教育委員会等関係諸機関と連絡提携のうえ、各学校設置者において、被災施設の早期復旧をはかるとともに、公立学校施設災害復旧費国庫負担法、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律その他関係法令の定めに基づく必要な措置を講ずることとした。

第6節 中小企業関係

1 県の救済措置

(1) 災害復旧資金の融資

災害復旧又は、経営維持のための資金は、政府系金融機関からの融資を第一と

するが、それが困難な者に対しては、県の地域産業振興資金を融資することとした。

(2) 利子補給

被害を受けた中小企業者の負担を軽減するため、政府系金融機関から融資を受けた者について、激甚災害の指定をうけた場合とはほぼ同様の金利となるように、市町村を通じて、利子補給をすることとした。即ち、金融機関から50年8月31日までに融資決定を受けた額のうち2,000万円（協同組合6,000万円）について、融資利率が貸付日から3年間年6.2%になるようにそれを越える部分について市町村を通じ利子補給をすることとした。対象金額は43件 117,530千円である。

(3) 信用保証料補給

政府系金融機関から融資を受けることが困難な被害を受けた中小企業者に対しては、県地域産業振興資金により融資することとしたが、その場合、被害を受けた中小企業者の負担を軽減するため、信用保証料の3年間分を県が保証協会に対し補給することとし交付した額は578,551円（3年間分）であった。

(4) 利子補給金等の交付

前記(2)及び(3)の利子補給及び信用保証料補給をするため、県は大分県中部地震被害中小企業者利子等補給補助金交付要綱を定め、昭和50年8月12日関係町及び商工会に通知した。

2 制 度 金 融

(1) 地域産業振興資金

被害中小企業者が必要とする再建資金については、政府系金融機関によることを第一としたが、それが困難な場合は、県制度融資において、地域産業振興資金を特認措置を講じて優先的に融資に応ずることとした。

(2) 中小企業振興資金

実績なし

3 政 府 系 金 融

(1) 国民金融公庫（環境衛生金融公庫を含む）

環境衛生金融公庫の代理貸付を含めて36件138,530千円（うち環衛14件53,330千円）の申込みがあり、貸付決定したものが、37件92,530千円（16件40,680千円）で、いずれも、一般災害としての災害貸付として融資実行された。

期間延長及び中間据置きを認めたものが2件あった。

(2) 中小企業金融公庫

12件 52000千円の申込みがあり、全件、災害貸付として代理店を通じて融資実行された。その他既往貸付分について、期間延長及び中間据置きを認められたものが2件あった。

(3) 商工中金

災害貸付の実績はないが、既応貸付分について中間据置9ヶ月を認めたものが7件あった。

(4) 農業近代化資金等

椎茸稲木の埋没した被害生産者が、本年度に伏込みの原木を購入し、その購入資金が大分県農業近代化資金又は山村振興過疎地域経営改善資金の融資によるものである場合は、借入金利が年4%になるように県費による利子補給をした。

第7節 財政・金融関係

1 国・県・市町村の措置

(1) 国

- ① 国は、昭和48年に「災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する法律」を制定、災害により死亡した者の遺族に弔慰金を支給し、生活の建て直しのために災害援護資金を貸付ける制度を発足させているが、今回の中部地震では災害弔慰金該当者はなかった。しかし、貸付金では、総額59,700千円の貸付けを行うことになった。

この制度は、全壊の場合700千円、半壊の場合400千円の貸付けを行うもので、庄内町で41件22,700千円、湯布院町19件8,200千円、直入町17件8,300千円並びに九重町34件20,500千円の貸付が行われた。

② 地方交付税の繰上げ交付

公共施設に特に大きな被害を受けた4町について、50年4月28日国に対し、地方交付税の繰上げ交付を申請し、50年5月2日に6月概算交付額の一部(該当市町村の6月概算交付額の約30% 123,000千円)が繰上げ交付された。なお、中部地震に起因する関係町の特別の財政需要について50年度の特別交付税の配分を国に要望した。

(2) 県

- ① 上記制度の活用及び金融公庫等の公的融資制度を利用してもなお不足する世帯については、一般の市中銀行や農業協同組合から借入れすることも考えられる

ので、県では、こうした借入れについては、その借入利率のうち9%を限度としてその3分の2にあたる利子支払額を3年間分、50年度において町と県で利子補給補助金として交付した。

② 被災者に対する市町村税の減免措置

被災者に対し、市町村民税の減免措置を行うよう指導した。

③ 県社会福祉協議会では、64件 31820千円にのぼる世帯更生資金の貸付けを行った。その内訳は、庄内町17件 18220千円、湯布院町35件 18220千円、直入町1件5,000千円、九重町 11件 4,900千円である。

(3) 庄内町

第2回町議会において、災害復旧対策費として114.16千円の歳出補正を行い、この財源としては、特別交付税 16,878千円、国庫支出金 5,310千円、地元分担金 7,323千円、県支出金 36,360千円、地方債11,500千円等となっている。

(4) 九重町

第2回議会において被害者の給水人口50人以上又は給水戸数5戸以上の飯用給水施設の補修事業に関する条例を制定し、工事費の30%の補助を行った。

(5) 湯布院町

災害復旧にかかる融資について、説明会を行う。

2 税及び使用料、手数料の減免措置

(1) 県税関係

災害被災者については、県税条例（昭和25年大分県条例第45号）及び災害被害者に対する県税の減免等に関する条例（昭和38年大分県条例）に定める書類の提出期限及び納付（納入）期限が延長され、又資産等を滅失、損壊した場合は、県税、延滞金及び各種加算金が減免される。

これらの措置を被害者に周知させるため、被災地の4町に対して広報資料を送付するとともに、各県税事務所及び自動車税事務所に対してもこれらの措置について十分な運営を期するよう指導した。

(2) 町税関係

① 庄内町

第3回町議会で被害者に対する町税の減免に関する条例を制定した。減免対象件数は37件、減免税額は固定資産税 83,320円、町民税6,880円保険税 188,580円合計278,780円であった。軽減又は免除した主な内容は、町民税では

損害金額（保険金、損害賠償金で補てんさるべき金額を除く）が合計所得金額の10分の3以上であって合計所得金額が400万円以下の者で損害の程度と合計所得金額の段階に応じ税額の8分の1から全額を軽減又は免除した。

固定資産税では、土地にあっては作付又は使用不能となった被害面積がそれぞれの土地の面積の10分の2以上の被害を受けた土地について10分の4から全額、又家屋と償却資産にあってはそれぞれの価格の10分の2以上の価格を減じたものについては10分の4から全額を軽減又は免除した。

国民健康保険税では町民税と同じ方法で軽減又は免税した。

② 湯布院町

固定資産税の減免32件 1,652,600円（うち九重レークサイドホテル 1,490,130円）。国民健康保険税30世帯495,800円の減免を実施した。

③ 九重町

固定資産税の減免 29件 1,358,900円

第5章 公設消防及び消防団の活動

1 公設消防の対応

(1) 初動体制

被害地域を管轄する広域消防は、大分地域消防本部、日田・玖珠広域市町村圏消防本部及び竹田・直入・大野西部消防本部であったが災害発生と同時に出動準備体制をとった。

(2) 管内巡視並びに調査

火災危険防止のため、広報活動を実施するとともに、4月22日の夜明とともに被害の実態調査並びに危険防止活動を実施した。

(3) 関係機関に対する通報並びに報告

相互に協力・共同して住民の生命・身体・財産の安全に努めるとともに無線及び携帯無線を活用、巡視・調査・搜索に努めた。

2 消防団の活動

災害発生と同時に住民の安全を守るため、危険排除にかかる活動をした。特に町・県事務所・土木事務所及び警察官に協力し、雨期を控えての二次災害危険予想地域

を調査し、事前に危険地域の把握に努め、危険・不安の除去に努めた。

第6章 災害見舞金及び感謝状の贈呈

1 災害見舞金の授受

民間の企業や、いろいろな団体から、現金をはじめ、食料品や衣料等の見舞金品が多数あった。配分は各町のり災世帯数等を勘案し、公平に按分した。

県扱い現金	26件	9,613,642円
日赤県支部 扱い現金		608,113円
九重町	42件	4,696,657円
湯布院町	31件	2,312,558円
庄内町	47件	4,600,914円
直入町	8件	507,548円
計		22,339,426円

災害義授金品の寄贈者は次のとおりである。

大分ヤクルト販売株式会社	宮崎県えびの市
日本放送協会	大分県職員
ブラジル県人会	大分県警察職員
西日本新聞民生事業団	大分県人事委員会職員
マルヒ物産協従業員一同	〃 議会事務局 〃
福山モランジロー青年部研究会	〃 地方労働委員会職員
園田征二・裕二	〃 教育庁職員
宇佐市立宇佐中学校生徒会	〃 住宅供給公社職員
大分県のぞみ園職員一同	〃 土地開発公社職員
大分県土地改良連合会職員一同	〃 監査委員会職員
大分県社会福祉事業団事務局長	川 崎 市
自由民主党本部	横 浜 市
内閣総理大臣 三木武夫	伊豆町区長会
東 京 都	挾間町区長会
広 島 県	公明党大分県本部
兵 庫 県	九重町職員及び議員

庄内町 職員及び議員
湯布院町 〃
直入町 〃
大分県労評

大分県農協連
そ の 他
(会 社 ・ 団 体)
(個 人 等 多 数)

2 感謝状の贈呈

(1) 知事の礼状

自衛隊西部方面隊 第四師団長に次のような礼状を出した。

謹 啓 新緑の候 貴台には益々御清勝のことと拝察申し上げます。

さて、去る4月21日発生いたしました大分県中部地震に際しましては、機を逸せず部隊を派遣下され昼夜を分たぬ各種救援活動に御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

お蔭をもちまして、被害の拡大も防止され、応急対策が迅速に進捗し、被災地における民心の安定が得られましたことは、一重に貴台の平素からの防災行政に寄せられた御厚情のたまものであると深く感謝いたしております。

これからは、被災地の住民をはじめ、関係機関一体となって一日も早い復旧を図ってまいる所存でございますので、今後とも一層の御指導・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

実は、直接拝眉のうえ御礼を申しあげるのが本意でございますが、取あえず寸楮をもって御挨拶にかえさせていただきます。

謹 白

昭和50年5月2日

西部方面隊

第4師団長 吉ヶ浜 正 殿

大分県知事 立木 勝

(2) 知事の感謝状

昭和50年5月26日10時30分、湯布院駐屯地司令室において、次の5つの部隊に贈った。

陸上自衛隊 湯布院駐とん部隊
陸上自衛隊 西部方面ヘリコプター隊
陸上自衛隊 第5施設団第103施設器材隊架橋中隊同配属部隊
陸上自衛隊 第103地区警務隊 久留米派遣隊
陸上自衛隊 玖珠駐とん部隊

殿

貴部隊は、本年4月21日に発生した大分県中部地震に際し機を失せず出動し旺盛なる防災精神を発揮され被災者救援のための諸活動に多大の貢献をされるとともに民心の安定に大きく寄与された功績が、誠に大であります。

よってここに感謝の意を表します。

昭和 年 月 日

大分県知事 立木 勝

(3) 記念品の贈呈

感謝状と同時に出動部隊に対し、記念品としてタオル750本と、額縁各1個を贈呈した。

町関係

庄内町 協力者へ感謝状の贈呈 直野内山区長 後藤芳美
現地災害対策本部事務所提供者 坂本善徳
直山小学校職員一同 警察官2名
ジープ提供者 首藤嘉門之助・加藤 要
建設業者 株式会社橋本建設

大分郡消防協会表彰

湯布院町消防団第5分団

第7章 陳情・要望

5月16日 知事はじめ関係各部・課の職員が上京し、関係各省庁に対し要望書を渡し、陳情した。

被災各町においても、上京陳情するかたわら、現地視察の国会議員や政府関係者に対し、陳情・要望した。

4月23日 来県の自由民主党政務調査会一行に対し陳情

4月24日 大分県知事被害状況視察に対し町から陳情

4月30日 自由民主党県議団被害調査団に対し陳情

5月1日 国土庁など政府関係調査視察団に対し陳情

5月2日 被害4町長が陳情内容について協議

5月6日 4町長連名で県知事外に陳情

5月17日 県議会農政委員一行に対し陳情

昭和50年4月21日発生の大分県中部地震に関する要望書

昭和50年5月

大分県

4月21日未明、大分県中部にマグニチュード6.4の地震が発生し、この地震によって大分郡庄内町・湯布院町・玖珠郡九重町及び直入郡直入町の4町を中心に被害が発生し66億円(5月10日現在)に及ぶ被害を受けました。

現在、この対策について県及び町は、挙げて復旧に努力中ではありますが、更に、次の事項について国をはじめ関係機関の絶大な御援助を要望します。

要 望 事 項

一 般 事 項

1. 直下型地震という特殊性を考慮され、被災地全域を対象地域として局地激甚災に指定し、高率助成を適用されたい。
2. 現下のきびしい財政事情のもとにおいては、既定財源では災害復旧に到底対応できないので、特別交付税の大幅増額・災害関連事業にかかる起債充当率の引上げ等特別な財政上の措置を講ぜられたい。

厚 生 関 係

1. 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律による貸付金の貸付

け限度額の大幅な引上げ及び所得制限の緩和を図られたい。

2. 環境衛生金融公庫からの融資（環境衛生関係営業の適正化に関する法律第2条による適用業者）について、次のとおり措置されたい。
 - (1) 被害業者の既借入金に対する利子補給の制度を創設されたい。
 - (2) 被害業者に対し、長期・低利の復旧資金枠を設け、早期貸出しの措置を講ぜられたい。
3. 地方公共団体が管理する水道施設の復旧に対して国庫補助率の引上げを図られたい。

農林水産業関係

1. 農地・農業用施設の復旧予算については、早期割当てを願いたい。
2. 応急工事費については、5万円以下でも国庫補助の対象とされたい。
3. 畜舎・牧場施設等の損壊に対しては、早急に災害復旧ができるよう国庫補助の対象とされたい。
4. 二次災害の危険性が極めて高いので、緊急治山事業が完全実施できるよう措置されたい。

商工業関係

1. 被害中小企業者に対する長期低利の復旧資金の融資・既借入金の返済猶予・信用の補充・利子補給等の金融措置を早急に講ぜられたい。

土木関係

1. 住宅金融公庫法による災害復興住宅の貸付けを実施されたい。
2. がけ地近接危険住宅移転事業に基づく事業実施について、補助率の引上げを図られたい。
3. 九州横断道路は、大分県と熊本県を結ぶ産業・観光の大動脈として極めて重要な役割を果している道路であるので、早期復旧を図られたい。

大分県中部地震の被害状況

(昭和50年5月10日現在)

人的被害

重傷者	3人
軽傷者	19人

住家被害 813,000千円

全壊	77棟
半壊	115棟
一部破損	1,664棟

非住家被害 113,000千円

衛生関係被害 27,000千円

商工鉱関係被害 933,000千円

文教関係被害 73,000千円

農業関係被害 57,000千円

農地関係被害 1,320,000千円

林業関係被害 1,427,000千円

水産関係被害 13,000千円

土木関係被害 771,000千円

その他の被害 1,020,000千円

総額 6,567,000千円

第8章 総合的な反省及び教訓（結び）

防災体制と応急対策

台風等のような气象台から情報提供のある災害は、県及び市町村は待機体制をとり、一般住民は災害に備えて準備する等、対策をたてやすいが、地震の場合は予知はきわめて困難な現状であることから、平素の防災体制の確立は容易ではない。従って地震に対しては平生往生の気構えが必要であり、不動の災害対策や日常の訓練，防災資機材の備蓄等について万全を期すること。道路の環状化あるいは複数化，通信網の耐震設計化，無線網の整備など、あるいは物資輸送，情報活動を円滑に実施する体制を県下のいかなる地域においても確保できる体制を整備しておくことが望ましい。

住民の自衛体制

家庭，学校，地区，市町村において、地震についての知識や防火，避難，応急措置等の防災訓練をあらゆる機会をとらえて、折にふれて取り上げ啓蒙していくことが必要であろう。

この報告書の作成に当って資料を提出した機関は次のとおりである。

大分地域消防本部	庄内町
玖珠消防署	九重町
熊本営林署	直入町
陸上自衛隊第41普通科連隊	
日本道路公団別府阿蘇道路管理事務所	大分県総務部
大分バス株式会社	大分県福祉生活部
九州電力株式会社大分支店	大分県環境保健部
日本赤十字社大分県支部	大分県林業水産部
電々公社大分電気通信部	大分県土木部
国鉄大分鉄道管理局	大分県農政部
湯布院町	大分県警察本部
野津原町	大分県教育委員会

附 属 資 料

大分県中部地震被害額等

被害状況速報（確定）

住家の地域別被害棟数調べ

震 度 分 布 図

地 震 被 災 地 域 図

大分県中部地質図

地 震 の 心 得 15 条

政府関係中小企業金融三機関の災害融資における条件緩和

激甚災害指定基準等

大分県中部地震被害額等

金額 単位 千円

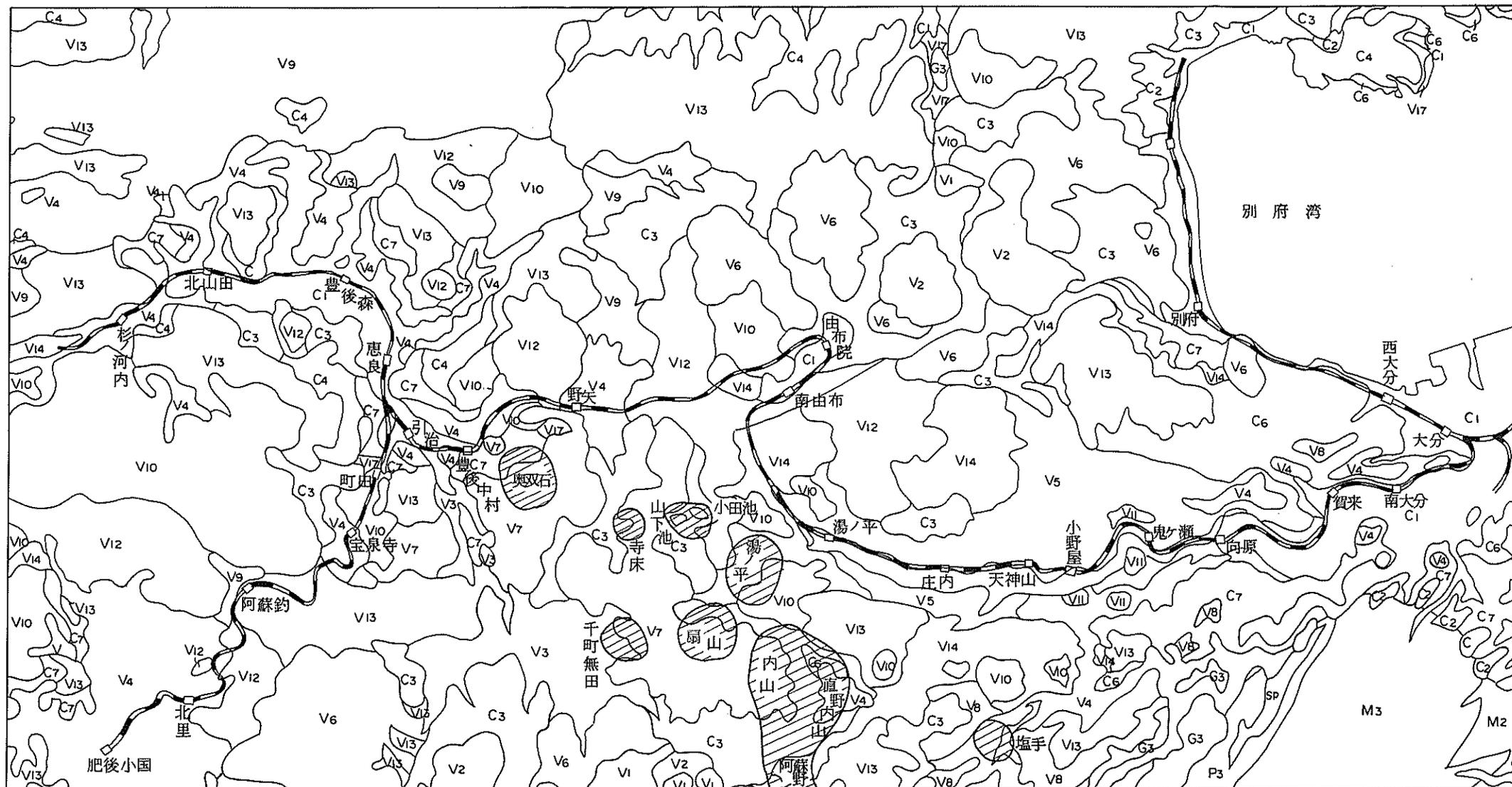
		庄内町	湯布院町	野津原町	直入町	九重町	その他の市町村	計
人的被害重傷						3人		3人
" 軽傷		5人	6人			8"		19"
住家被害	全壊	31棟			5棟	41棟		77棟
	半壊	39"	24棟		18"	34"		115"
	一部破損	239"	522"	20棟	68"	1,107"	208棟	2,164"
	被害額	352,655	193,091	4,800	42,800	503,115	2,554	1,099,015
非住家被害額		55,880	3,305,000		16,605	25,200	400	3,403,085
衛生関係"		7,500	5,000		126	20,020	1,300	33,946
商工鉦"		28,107	88,000		20	204,182	10,160	330,469
文教"		13,748	12,670	700	2,789	12,000	37,120	79,027
農業"		2,010	1,800	3,000	200	41,346	9,777	58,133
農地"		741,000	612,000	28,000	60,616	315,504	38,880	1,796,000
林業"		680,000	586,615	40,000	147,913	646,968	9,550	2,111,046
水産"		—	10,000		1,630	5,000		16,630
土木"		142,250	164,614	23,314	31,502	700,620	232,670	1,294,970
その他"		341,668	310,160	3,000	66,724	300,392	104,079	1,126,023
計		2,364,818	5,288,950	102,814	370,925	2,774,347	446,490	11,348,344
備考							挾間・久住・玖珠各町 九電・国鉄・電々等を含む	

住家の地域別被害棟数調べ

庄内町			世帯数	全壊	半壊	湯布院町			世帯数	全壊	半壊	九重町			世帯数	全壊	半壊	直入町			世帯数	全壊	半壊				
弓袋女			74	0	2	水地			29	0	1	寺床			12	12	2	塩手			19	2	8				
蓑草			49	0	6	湯平	}	230		0	19	奥双石			32	7	6	小津留			21		3				
武宮			72	0	3	田伏										鹿伏			32	1	2	山浦			17	1	
淵			85	2	5	扇山											桐木			30	0	1	社家			11	1
大龍			269	0	1	畑			92	0	4	小久保			26	0	3	須郷			21	1					
久保			88	0	1	計			351	0	24	中須			31	1	0	橋木			32		3				
鹿倉			50	0	1							千町無田			163	19	18	中村			40		4				
内山			12	14								滝上原			36	1	1	計			182	5	18				
直野			40	12	7							栗原			26	0	1										
阿蘇野			243	3	13							計			388	41	34										
計			982	31	39																						

合計 全壊 77
半壊 115

大 分 県 中 部 地 質 図



- | | | |
|--|--|--|
| <p>凡 例</p> <ul style="list-style-type: none"> [C1] 沖積層(干拓・埋立地を含む) [C4] 耶馬溪層上部層(輝石安山岩質凝灰角礫岩) [V1] 阿蘇中央丘および同期の熔岩(輝石安山岩) [V4] 阿蘇熔結凝灰岩(輝石安山岩質) [V7] 花牟礼・鹿伏岳火山岩(角閃安山岩) [V10] 万年山熔岩(黒雲母流紋岩・ガラス質岩) [V14] 玄武岩・玄武岩質安山岩・斜方輝石安山岩 | <ul style="list-style-type: none"> [C2] 段丘堆積層 [C6] 大分層群(砂岩・泥岩・凝灰岩・珪藻土) [V2] 山陰系新期火山岩(角閃安山岩) [V5] 由布川軽石流(流紋岩質) [V8] 今市火砕流(輝石安山岩質熔結凝灰岩) [V12] 日向神熔岩その他(角閃安山岩・閃雲安山岩・輝閃安山岩) [V15] 鏡ガ岳火砕岩(流紋岩質熔結凝灰岩) | <ul style="list-style-type: none"> [C3] 火山性扇状地～山麓堆積物(岩屑・火山灰) [C7] 碩南層群・玖珠層群(頁岩・砂岩・凝灰岩) [V3] 飯田軽石流・久住軽石流(閃雲安山岩質) [V6] 山陰系旧期火山岩(角閃安山岩) [V9] 耶馬溪熔結凝灰岩(角閃安山岩質) [V16] 筑紫熔岩(輝石安山岩) [V17] 宇佐層群(プロピライト・綠色凝灰岩) |
|--|--|--|

地震の心得 15 カ条

1. すばやく火の始末
グラッときたら石油ストーブやガスの火を消し、ガスの元栓や電気器具のスイッチを切る。
2. 丈夫な家具などに身を寄せる
まず、丈夫な安定した机やベッド等に身を寄せて、次の行動を考える。前後の考えなしにあわてて逃げてはいけない。木造家屋の2階にいたら1階よりも危険は少ないから無理に降りることはない。又、階下にいるときでもすぐに安全な空地等に難を避けることができるときは別として、机やベッドの下、比較的柱の多い所に身を寄せる。耐震的に建ててあるビルやすじかい、ほうずえ、ひうち等を十分に使った木造家屋などは大地震でもつぶれることはない。ただし棚からの落下物や壁が落ちたり、電灯がこわれたり、窓ガラスが割れたり、家屋が横にすべったりすることがあるから注意すること。
3. あわてて戸外へ飛び出さな
屋根瓦や装飾タイル、看板、窓ガラスの破片など、頭上への落下物が多いので、あわてて戸外へ出ることは危険である。どうしても外へ逃げるときは頭に座ぶとん等をかぶり、はだしで飛び出さないこと。
4. 1分過ぎたらまず安心
家を破壊するような震動の続くのは大体1分前後である。したがって1分過ぎたら地震の直接の危険は去ったと考え、火元に注意したり、家族の安全を図ること。
5. 火が出たらまず消火
火がでたら燃え広がらないうちに消し止めること。そのためには消火器や水等を用意しておくこと。
なお、大地震のときは、同時に多くの火事が起こると考えられるうえに道路状態も悪くなり、消防隊も思うように行動できないことを頭にいれて、みんなで協力して消火にあたること。
6. 避難は徒歩で、荷物は最少限に
避難は座ぶとん等を頭にのせ徒歩で、自動車による避難は避難者の通行の妨げになるので使わないこと。又、持ち物は飲料水、食料、貴重品等当座の生活及び応急処理に必要なものに限ること。
7. 戸外ではなるべく広い場所に
8. 狭い路地、へいぎわ、がけっぶちは避けること
建物やへい等がこわれて危険なので、狭い路地やへいのそばに近寄らないこと。又、がけや川べりにはがけ崩れ、地割れ等が起こる危険があるので、近寄らないこと。
9. 山津波、がけ崩れ、地すべりに注意
山地、特に谷あいに住んでいる人はよく注意し、いざというときは兩岸の斜面に逃げるのがよい。又、人工的に傾斜地を切り崩して造られた土地や急な斜面に造られた石垣等は十分に注意すること。
10. 海岸では津波、低地では浸水に注意
津波は地震発生後10分～30分でおし寄せることが多いが、震源が近いときは5分ぐらいで襲来することもある。したがって海面によく注意し、異常が認められたらすぐ避難すること。又、低地では河川の堤防がこわれたり、川がせきとめられて浸水することがあるので注意すること。
11. 確実な情報に従い、デマにまどわされないこと
大震時は、不安と恐怖から悪質なデマが飛ぶことがあるので、よく注意すること。情報は市町村、消防、警察署等の公的機関やテレビ、ラジオ等からのものを信用し行動すること。
12. 秩序を守り衛生に注意
われがちの行動をとることは、混乱を起こすもとになるので敬に慎むこと。又上下水道の破壊等により、衛生状態が悪くなると伝染病が発生しやすいので注意すること。特に飲料水には気をつけること。
13. 万一の場合の連絡先を決めておく
電話が不通になると、学校の子供や勤め先の身内等の連絡もつかなくなるので、隣近所との連けいはもちろん、日ごろから万一のときの連絡先を決めておくことが必要である。
14. 地震がおさまってから
火を使うときは、煙突にひび割れがないか、ガスや電気の配管、配線に異常はないか点検すること。下水道に異常がないかどうか確認して洗浄水を流すこと。又、ラジオにより国や県、市町村の指示や通知を知るとともに引続き起こるかも知れない余震に備えること。
15. 不意の地震に備え日ごろからの準備
 - 貴重品、トランジスターラジオ、懐中電灯、ローソク等の用意
 - 飲料水、消火用水、消火器の用意
 - 家具類の固定、発火危険物等の整理整頓
 - 非常時の避難方法の研究

政府関係中小企業金融三機関の災害融資における条件緩和

事項	機関名 中小企業金融公庫	国民金融公庫	商工組合中央公庫
貸付限度	㊦別枠 2,000 万円 (一般分 1 億円) ㊧別枠 1,000 万円 (一般分 2,000 万円)	㊦別枠 200 万円 (一般分 1,000 万円) ㊧別枠 200 万円 (一般分 200 万円)	㊦必要に応じ一般限度をこえる (一般分組合 8 億円・組合員 8,000 万円) ㊧別枠 200 万円(一般分 300 万円)
貸付期間	運転 3 → 5 年(実情に応じ) 設備 5 → 10 年(実情に応じ)	運転 } 5 → 10 年(実情に応じ) 設備 }	運転 10 年 (実情に応じ) 設備 12 → 15 年(実情に応じ)
据置期間	運転 6 ヶ月 → 1 年 } 設備 1 年 → 2 年 } (実情に応じ)	運転 6 ヶ月 → 1 年 } 設備 1 年 → 2 年 } (実情に応じ)	短期なし 運転 } 2 年 → 3 年(実情に応じ) 設備 }
担保	代理店の判断による保障協会の 全額保障あれば不要	300 万円まで原則無担保	弾力的に
手続	代理店で弾力的に	調査の簡素化	調査の簡素化
迅速化	一般的に優先取扱い	一般に優先取扱い	一般に優先取扱い
既往貸付金の償還延長	実情に応じ 2 年以内	当初の貸付期間を含めて 10 年以内 に弾力的に	実情に応じ弾力的に
貸付利率	通常年 9.4 % 閣議決定年 6.2 % または 3 %	通常年 9.4 % 閣議決定年 6.2 % または 3 %	通常年 9.5 ~ 10.1 % 激甚指定年 6.2 % または 3 %

	耕地課	農政課		中小企業課		労政課
資金名	土地改良資金	自作農維持資金	農業近代化資金	中小企業振興資金	(参考) 地場産業振興資金	中小企業労働福祉施設資金
対象	被害農地の土地改良	家屋復旧等	施設・機械等	事業資金	事業資金	福祉施設設置資金
融資限度額	地元負担の 100 % (補助事業の場合)	個人 100 万円 法人 500 万円	個人 600 万円 法人 5,000 万円	設備 1,300 万 → 2,000 万 運転 700 万 → 1,500 万	2,500 万円	500 万円
期間 (すえおき)	25 年 (10 年)	20 年 (3 年)	5 ~ 12 年 (2 ~ 3 年)	設備 5 年 → 10 年 (すえおき 1 年) 運転 3 年 → 5 年 (すえおき 6 月 → 1 年)	設備 7 年 → 10 年 (すえおき 1 年) 運転 5 年 → 7 年 (すえおき 1 年)	5 年 → 7 年 (すえおき 1 年)
利率	5 %	5 %	6 %	年 8.8 % 保証料 1.0 %	年 7.0 % 保証料 1.0 %	年 5.5 % 保証付の場合は 6.0 % (保証料込)
備考			表面金利 9.5 % 利子補給 3.5 %			

激甚災害指定基準等

1. 土木関係

標準税収入（単位千円 昭和49年度）

	標準税収入	町別被害
大分県	24,680,878	
庄内町	1,030,878	126,568
野津原町	58,700	23,241
湯布院町	1,921,378	83,114
九重町	1,768,624	261,704
直入町	33,916	18,720

昭和50年度の標準税収入は7月下旬～8月上旬に判明

(イ) 激甚災害指定基準

- A 全国都道府県及び市町村標準税収入の総額×4%（昭和48年度2,343億）＜
査定見込額
- B 全国都道府県及び市町村標準税収入の総額×1.2%（昭和48年度702億）＜
査定見込額 1県以上
大分県標準税収入の1倍（246億）

又は、大分県内全市町村標準税収入額×0.25倍（昭和49年度65億）

(ロ) 局地激甚災害指定基準

昭和50年度市町村標準税収入×2倍＜査定事業費 1市町村以上

査定事業費の額が1千万未満のものを除き、該当する市町村の合計1億以上

	2倍額		被害額		
庄内町	2,061,774	>	126,568	千円	否
野津原町	1,174,000	>	23,241		"
湯布院町	3,842,774	>	83,114		"
九重町	3,537,244	>	261,704		"
直入町	67,832	>	18,720		"

2 農 業 関 係

農業所得推計 昭和48年度分より推定した昭和50年度の所得（単位千円）

		町別被害査定見込
野津原町	855,000	14,006
庄内町	2,015,000	416,346
湯布院町	791,000	159,458
九重町	1,871,000	92,575
直入町	730,000	14,027

(イ) 激甚災指定基準

- A 昭和50年度全国農業所得推定額 × 0.5%（昭和48年度180億） < 査定見込額
 B 昭和50年度全国農業所得推定額 × 0.15%（昭和48年度58億） } < 査定見込額
 昭和50年度大分県農業所得推定額 × 4%（昭和48年度22億） } 県が1以上
 又は、査定見込額10億円。

(ロ) 局地激甚災指定基準

昭和50年度市町村農業所得推定額 × 10% < 査定額
 ただし、上記市町村ごとの査定額合計が50,000千円以上のもの。

3 商 工 関 係

中小企業所得推計（単位千円）

		町別被害額
庄内町	3,900,000	46,700
湯布院町	5,700,000	72,308
九重町	3,800,000	130,300

(イ) 激甚災指定基準

- A 昭和50年度全国中小企業所得推定額 × 0.2% () < 被害額
 B 昭和50年度全国中小企業所得推定額 × 0.06% () } < 被害額
 昭和50年度大分県中小企業所得推定額 × 2%（昭和48年度25億） } 県が1以上

(ロ) 局地激甚災指定基準

昭和50年度市町村中小企業所得推定額 × 10% () < 被害額
 被害額が1千万未満のものを除き、市町村被害の合計が5千万未満のものを除く。

